

議事日程第2号

平成25年3月6日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～6番）

出席議員（12名）

議長 谷口 鈴男	1番 高山 由行	2番 山口 政治
3番 安藤 雅子	5番 柳生 千明	6番 山田 儀雄
7番 加藤 保郎	8番 伊崎 公介	9番 植松 康祐
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆子	12番 佐谷 時繁

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 瀨 瀨 久美
教育長 丹羽 一仁	総務部長 鍵谷 昌孝
民生部長 田中 康文	建設部長 奥村 悟
教育担当参事 安藤 信治	企画調整担当参事 三輪 康典
総務課長 寺本 公行	企画課長 加藤 暢彦
まちづくり課長 須田 和男	税務課長 佐久間 英明
住民環境課長 水野 嘉博	保険長寿課長 山田 徹
福祉課長 若尾 要司	農林課長 植松 和徳
上下水道課長 亀井 孝年	建設課長 伊左次 一郎
会計管理者 田中 秀典	学校教育課長 藤木 伸治
生涯学習課長 玉木 幸治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺 謙二	議会事務局書記 渡辺 一直
--------------	---------------

開議の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議会だより等に使用するため、議会事務局職員が写真撮影を行いますので、これを許可いたします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、お願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 山口政治君、3番 安藤雅子君の2名を指名します。

一般質問

議長（谷口鈴男君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔・明瞭になされるようお願いします。

11番 岡本隆子さん。一問一答方式の申し出がありました。その方式で行っていただきます。

11番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。久しぶりに一番バッターということでちょっと緊張しておりますが、よろしく願いいたします。

本日は大きく3点に分けて質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

1つ目の空き家バンクについてでございます。

空き家については、今回の一般質問で高山議員も取り上げておられるようですが、私は定住促進施策としての空き家の活用についての質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

「空き家バンク」という言葉は聞きなれないものかもしれませんが、この制度は20年ぐらい前からあったようです。全国的に広がったのはここ数年のことです。移住・交流に対する世の

中のニーズが広がってきていること、それと市町村の中でも、人口減に危機感を抱き、少しでもそのまちに移住してもらうために情報発信をするための登録制度を設け、定住促進事業を進める自治体がふえてきたからだと思います。

民間の不動産会社とは違い、空き家バンク利用者もその真剣さが問われるものです。まずは町内、市内の空き家、空き店舗などの所有者が物件をまちに登録いたします。それをまちがホームページ等で紹介し、空き家を貸してもよい人と借りたい人をつなぐ制度です。不動産会社でなく、行政が情報発信をするメリットは幾つかございます。それは、職員が大変よくその地域の魅力を知っているから地域のよさを伝えやすいということ、そして信頼関係が生まれ、またそのことが借りる人にとっても安心につながると思われるからです。

可児市でも、今定例会の当初予算案の中に空き家の再生促進ということで、空き家・空き地の情報をホームページで発信する再生事業が出されているようです。やはり可児市も、高齢化に伴い、団地の空き家・空き地に対して非常に危機感を持っているのではないかと想像しております。

私が今回御提案申し上げるのは、町内全体での空き家情報の発信です。

御嵩町でも、空き家がふえているのではないかと思います。これから先、多くの地域がそうであるように、人口減は避けられません。しかも高齢社会がますます進んでいくという、かつてない事態を迎えるわけです。

先回、山口議員が一般質問されておりましたけれども、人口の流出や高齢化のために、地域によっては道路の草刈りという集落機能を維持することに困難が生じつつある。また、独居の方が亡くなれば、それが空き家となり、また耕作放棄地が増加し、昔から営まれてきた集落そのものの存続も危ぶまれてくるかもしれない。そんな中で、御嵩町のような中山間地域に関心を持っていただける方があるとすれば、それは大歓迎であると思います。

子育てを田舎でしたい、農業をやりたい、シニアライフを田舎で、あるいは震災の被害に遭われた方の中にこちらに来てほしいという方がおられるかもしれません。中山間地域では、昔から「お互いさま」の精神で、地域の人たち同士の支え合いで成り立ってきた側面があります。その地域に住むことは、都会部の生活では希薄であった地域の人たちとのつながりやきずなががあります。行政が紹介することにより、そのような里山暮らしを応援していくという地域での面談も可能となってきます。また、古民家を利用した喫茶店やギャラリーなどをやってみたいという方がおられるかもしれません。

岐阜県内でも、この空き家バンク制度には既に9カ市町村が取り組んでいます。高山市、関市、中津川市、美濃市、郡上市、関ヶ原町、揖斐川町、七宗町、八百津町です。殊に恵那市では、定住促進施策として各種支援施策をホームページで紹介しています。空き家バンクはもち

ろんですけれども、「恵那を体験する」ということで自然体験、古民家再生体験、そして田舎宿泊体験などの実施や、実際に恵那市に移住した人々の声を紹介するなど非常に積極的なPRをして、恵那市は大変情報が豊富であるというふうに聞いております。

当町でも、ぜひこの制度について研究、実行していただくことを提案いたしたいと思っておりますので、お考えをお聞かせいただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、岡本議員の第1点目の御質問である、空き家バンク制度に関する御質問にお答えしたいと思います。

空き家バンク制度については、岡本議員がただいま御説明されましたように、若い世代の流出や少子・高齢化により人口減少に悩む自治体が歯どめをかける一つの政策でありまして、昨年5月の岐阜県移住・定住推進会議において、既に制度をつくり、取り組みを行っている自治体の紹介がありました。現在、県内では、先ほど御指摘がありましたように、9つの自治体とNPO法人の1つがホームページなどで空き家情報を提供し、移住・定住促進をサポートしております。ちなみに、先ほども触れられましたけれども、制度を創設している自治体の中には、空き家の改修経費の一部を補助したり、空き家見学会を開催するなど、実効性を高める積極的な取り組みを併用して行っているところもあるようでございます。

現在、本町での人口減少抑制への主な関連施策としましては、昨年12月定例会の一般質問でも述べましたように、工場誘致や、上下水道、公共交通などのインフラの整備充実、そして児童・生徒の医療費の無料化、少人数学級の推進など、福祉・健康面での充実を図り、住んでみたい、住み続けたいと思っていただけるまちづくりを積極的に推し進めることで総合的に行ってきたところでございます。

空き家対策は、また防犯や防災の視点から、所有者や管理者に対して適切な管理をどうしたら徹底できるか課題となっておりますので、後ほど高山議員が御質問されますので、この内容につきましては後でお答えをしていきたいと思っております。

こうした中で、今回上程した平成25年度当初予算において、まず町内の空き家の実態について調査を行っていく所存であります。実態調査は、平成18年度に適正管理の視点で廃屋、空き店舗などの調査を行いました。今回は有効活用の視点も含めて、利用可能な物件かどうか、外観からの判断になりますが、視野を広げて調査を行っていく予定であります。

また、現在、町外の農業をやりたい方が町を通じて上之郷地区の空き家を探していて、希望するような農地と空き家の情報提供がなされ、ほぼ移住される見込みであるとの情報を農林課

より得ています。個人的見解ですが、町外の方が御嵩町の空き家にぜひ住んでみたいと考えるのは、例えばこの農業をやりたい方のように、農業ができる環境とセットで民家を探すとか、この地区の景観が気に入ったから空き家を探してでも住みたいという、そういう個別のニーズへの情報が空き家情報とセットになっていて初めてマッチングが成功するのではないかと想定をしております。

結論として、空き家バンク制度に関しては、ホームページ上で空き家情報を発信するだけで成果が出るのか、実際調査と並行して運用している自治体の状況を把握し、今後この制度が町外から移住・定住を促進する施策として真に有効か、またそれ以外に有効な施策があるのかも含め調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で御質問への答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

先ほどのお話の中で、1人、御嵩町で農業をやりたいという方がまた移住されるという話を私も伺っておりまして、その方のお話を伺っていますと、この近隣のいろんなところの農林課へ聞きに行かれたそうなのですが、御嵩町の農林課の対応が大変よかったということで、やっぱり職員の熱意とか親切な対応というのは町内へ来ていただく非常に有効なものであるなというふうに感じました。

それから先般、私は、専門ではありませんけれども、農業をやっている、どこかに移住をしたいと思っているという若い方々と交流をする機会がありましたけれども、やっぱりその方が言ってみえたのは、御嵩町は非常に便利がいいところであると。ただし、情報が非常に少ないので、来たいなと思っても、なかなかそういう空き家だとか、土地よりもまず空き家だということをおっしゃってみえましたが、そういう情報がなくて、やっぱり一番このあたりで情報が集まっているのは恵那だということです。中津川はNPOがやっているということなんですけれども、やっぱり恵那市は行政がかなり力を入れてやっているということで、ほかの先ほど言われましたみたいに子育て施策だとか医療費のことだとか、そういうことも恵那市は子育てしやすいよということを手前にアピールしながら非常に情報発信をしているようで、そういうところにやっぱりそういう希望者、若い人たちがどうしても集まっていくんだと。あとの辺で言うと、豊田なんかは先ほど言われましたように上限100万の補修費が出るということです、なかなかその補修費の補助まで出せるかどうかは別といたしましても、ぜひ今後、

調査ということですので、積極的に調査をしていただいて、政策として上げていただけるとありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、1点目の質問はこれで終わりますので、2点目に入らせていただきます。

2点目ですけれども、これは名鉄広見線についてでございます。

まずもって、名古屋鉄道は今回、3年間だけでなく、それ以上というお話でしたが、公共交通機関として地域住民の足の確保に向けて日々努力をしていただき、また行政も名鉄存続問題に多大なエネルギーを費やし努力していただいていることについては敬意を表したいと思えます。

さて、名鉄広見線に関しまして、平成25年度以降の財政支援期間及び支援額について2月14日の活性化協議会で提示されました資料をいただきました。引き続き財政支援を行い、各年度1億円の財政支援を行うというものでございます。

財政支援についてですけれども、これは名鉄の赤字補填であると説明をされておりますけれども、名鉄に対してどのように企業努力を求め、どのような結果になったのか、貴社の評価と御嵩町の評価はどうであったかを、ぜひ町民に対して説明をしていただきたいと思いますと思っております。

これまで御嵩町は、町民に対して乗降客の推移などの統計を示し、財政負担の理解を住民に求めてきました。当然申すまでもなく、厳しい財政の中、1億円もの支援は住民に対しても大変負担の大きいものです。その赤字補填がどのように使われているのか、またそれが単に赤字補填でしかないのか、投資的経費には全く使われないのか、説明を聞きたいと思っている町民の方は多くおられると思います。住民に対してこれまで以上の情報開示とサービスの徹底を求めてこそ、行政の責任が果たせるのではないかと思います、そのことについてはいかがお考えでしょうか。

名鉄広見線については2点ですけれども、もう1点、可児市との負担割合でございます。

支援金1億円の負担割合については、今回も7対3ということで、御嵩町が7,000万ということでございます。

きょういただいた資料で見させていただきますと、沿線区域人口、これは表の一番下から2つ目のところに沿線区域人口ということで、25年度から27年度の枠組みの中で、沿線区域人口は御嵩町が全町で1万9,171人、可児市は兼山、広見東部人口ということで3,949人という数字から割り出されています。この沿線区域人口というのがこの区分・配分割合の中で一番多く55%を占めているわけなんですけれども、これは以前から議論があったわけですが、御嵩町では全部の人口が入っておりまして、御嵩町では上之郷の方は利用される方が非常に少ない上、可児市では東濃高校へ通う生徒が可児駅、あるいはもっと西可児のあたりからでも来ておられるので

はないかということを見ると、この区域人口割にはかねてから疑問が出ております。

さらに、先日いただいた資料の平成25年度以降の財政支援期間及び支援額についての中的基本的な考え方では、広見線全線というのは新可児から御嵩だけでなく、犬山までということになっておりまして、犬山までを必要な社会インフラであると位置づけ、維持存続を基本とするというふうに述べられています。これまで広見線というのは新可児・御嵩ということで報告を受けてきたわけですが、今回初めて犬山から御嵩ということで取り組んでいこうということがありますので、これは非常に大きな変化であると思います。犬山から御嵩間ということであれば、当然ここの沿線区域人口というのが違ってくるのではないかということです。

そういったことを配慮されて協議してこられたとは思いますが、その点について具体的な説明をお願いいたします。平成25年度以降の財政支援額の話し合いの中で、負担割合について可児市とはどのような話し合いがなされたのか、その協議内容をぜひお伝えください。

以上2点ですので、よろしくお願いたします。

議長（谷口鈴男君）

企画調整担当参事 三輪康典君。

企画調整担当参事（三輪康典君）

それでは、名鉄広見線について2点御質問がありましたので、順次お答えをいたします。

第1点目、7,000万円が単に赤字補填でしかないのか、投資的経費には全く使われることはないのかという御質問であります。

まずもって、御嵩町、可児市、合わせて1億円の補助金につきましては、広見線の新可児駅・御嵩駅間で生ずる経常損益、23年度実績で約1億8,700万円の赤字と公表されておりますが、これに対する財政支援、赤字の補填として予算措置・交付しているもので、名鉄の決算においては特別利益に計上されています。名鉄におかれましては、この区間の経営状況から、安全運行に必要な施設設備の維持補修には万全は期されるものの、それ以外のいわば新たな設備投資は想定をしておられません。

議員御質問の投資的経費について、私の理解は必ずしも万全でないかもしれませんが、私ども執行部も、公共交通に関する町民の皆様との膝詰め懇談会などを開催させていただき、その中で7,000万円の使い道の見える化と申しますか、要するに7,000万円が何に使われているかを町民にわかるよう名鉄に強く迫っていくべきとのお声を幾つか承っております。具体的には、マナカを使えるようにしてもらい、大型ショッピングセンターの近くに新駅を設置してもらい、さらには高校生の利便向上のため自転車も運べる車両をふやしてもらいなど、名鉄に強く求めていくべきとのお声でありました。しかしながら、20年度に約107万2,000人だった利用者は、23年度には約96万8,000人と10万4,000人の減少、20年度に約8,980万円あった収入も、

23年度には約7,980万円と1,000万円の減少となっており、24年度も引き続き厳しい見込みであります。

これまで3年間の活性化の取り組みにより、通勤・一般利用者は横ばいで推移し、さらに名鉄には御嵩町の真剣さを御理解いただくなど、一定の成果はあったものの、通学を含む全体の利用者数は下げどまっております。今後3年間は、現在の利用者数をこれまで以上減らさないという目標を掲げて取り組む方針であります。甚だ低い目標と言われればそうかもしれませんが、それすら強い危機感を持って取り組まなければ達成は難しいものと考えております。まさに、御嵩町、可児市の真価が問われる今後3年間であります。

町執行部といたしましては、かかる現実を直視し、取り組むべきと考えております。今後、何らかの新たな設備投資を求める場合においては、利用者を下げどめ、さらに増加へと転ずる中で、例えば伊岐津志トンネルの開通等も見据えつつ、地に足のついた議論を踏まえた現実的な提案が必要です。その際には、町の新たな財政負担もテーマとなり得ると考えております。いろいろなアイデアを名鉄に強くぶつけてみる程度のアクションで、名鉄が真摯な検討のテーマに取り上げることはございません。この点は、今後とも議会、町民の皆様さらなる御説明を重ね、丁寧に御理解をいただくべきものと考えております。

もとより、御嵩駅のポスター掲示スペースの美化修繕を昨年実施していただきましたが、このように、少ない経費で効果のある利用者の環境向上について可能な限り御配慮いただくよう申し入れておりますので、申し添えます。

なお、名鉄の企業努力と情報公開につきましてですが、さきに述べました利用者減、収入減の環境にあつて、経常損益については20年度約2億円の赤字が23年度には約1億8,600万の赤字と1,400万円圧縮され、その内容について活性化協議会で御説明をいただいております。また、活性化協議会につきましては、御案内のように報道機関を含め公開、いわばフルオープン・オン・ザ・テーブルで議論を進めており、配付資料等も原則町ホームページ上に公開をしております。残念ながら最近傍聴者も少のうございまして、この点、さらなるPRに努めてまいります。

次に第2点目、負担割合について可児市とはどのような話し合いがなされたかという御質問であります。

まず話し合いの場と申しますかテーブルでございますが、24年度までの3年間の存続に向けた取り組みの検証、25年度以降の方向性の検討と一体の事柄であることから、名鉄広見線活性化協議会の事務局の場において取り組みを進めることが適当であり、その責任者として御嵩町では私が、可児市からは企画経済部長に対応いただいたところであります。

25年度以降の枠組みについて議論を始めましたのは24年度に入ってからであります、25年

1月までに7回にわたる協議の場を設けております。この中で順次、事務レベルの合意から首長レベルの合意まで持ち上げさせていただきまして、まさに今、関係予算案を各市町の議会に上程させていただいております。

話し合いの場として、22年6月の町議会定例会においてその設置につき決議されました、いわゆる法定協議会につきましては、私は事務方の責任者としてその意も踏まえ調整に当たりましたが、名鉄、可児市執行部、さらには国・県の当局において、広見線の実情に鑑み、協議の場として適切ではない。すなわち、名鉄に法令上の応諾義務があるというだけの組織で、補助採択などの実質的な効果はなく、むしろ信頼関係の醸成の面においてはマイナス要因となるというのがコンセンサスでありました。また、活性化協議会とその事務局が唯一の適当な話し合いの場であるというのが関係機関の一致した考え方でありましたので、その枠組みのもと取り進めてきたところであります。

お尋ねの負担割合につきましては、配付資料のとおり、22年度から24年度の負担割合が御嵩町7割、可児市3割で合意済みであることを踏まえ、第1に、現在の合意内容がベース、いわば交渉の発射台となること。第2に、現在の合意内容を修正する場合には、可児市、御嵩町、ともに納得できる相応の変動要素が明白であること。以上2点を話し合いの原則と位置づけ、交渉をいたしました。もとより、御嵩町には7割負担は大き過ぎるのではないかと、一方、可児市にも3割は大き過ぎるのではないかとというお声が住民にも議会にもある。こういうことでございますので、したがって、御嵩町としては、可児市よりさらなる御嵩町の負担増の要求もあり得るべしとの想定・身構えのもと、先ほどの2点の原則を踏まえつつ交渉をしたところであります。

8月29日に開催された活性化協議会において、名鉄広見線新可児駅から御嵩駅間の今後について事務局より3つの基本的な考え方を提示し、御議論、合意をいただきました。その考え方でございますが、議員御指摘のとおり、第1に、広見線全線、これは新可児駅から御嵩駅間だけでなく、犬山駅までは地域に必要な社会インフラであると位置づけ、存続を基本とする。第2に、維持存続するため、引き続き財政支援を行う。第3に、財政支援期間については、現行の3年間より長期で考えるというものであります。

こうした経緯の中、この合意を踏まえ、10月中旬の事務レベル協議の場において可児市より、25年度以降の可児市の3割負担について市執行部の意思決定が可能との見込みが示されました。当町としても現状を見直す相応の変動要素は認めがたいとの認識のもと、今日の合意に至ったものであります。当議会、可児市議会における御審議と適切な御決定をお願い申し上げる次第であります。

なお、御質問の中にございました、犬山駅間までの認識を共有したということであれば、少

なくとも可児市は3割以上負担してもいいのではないかというような御議論でございます。

当然のことではございますが、名鉄が単独での存続が困難と申し出ているのは新可児・御嵩駅間だけであります。新可児・犬山間について現時点で名鉄は何ら問題としておられないのが現実であります。この現実が変わらないというその環境のもとで、なお我々は今回踏み込んで、犬山までを必要な社会インフラと位置づけ、市町が一体となって利用促進に取り組もうという認識を共有したということであります。このことは、今後まさに正念場を迎える3年間に大きな意味があると考えております。しかしながら一方で、じゃあこの一分があるからといって直ちに市町の負担割合を見直そうという議論が市町間で成り立つかといえ、それは困難と考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

まず1つ目の支援金についての再質問をさせていただきます。

まず、議会で法定協議会についての決議を以前したわけですけれども、それについてはもうやらないという、法定協議会でない別のやり方ということを丹羽参事のほうから説明をいただきましたときに、その一番の理由が、応諾義務があるので名鉄をそこに来させるというやり方ではなく、信頼関係を持って取り組んでいきたいということでしたよね。それが一番だったと思うんですが、それでそういう信頼関係がだんだん積み重なってきたんだという理解をしておりますけれども、そうであればこそ、この可児市と合わせて1億円の支援額の交渉について、どういうふうな使い方をしているんだということについて、区間収支の数字しか議員としては持ち合わせていないわけですけれども、そういった真摯な説明、丁寧な説明ということ、そういう信頼関係があるからこそ、きちんと引き出せる関係が出てきたんじゃないかなと思うんですね。

だから、一方では信頼関係を崩さないために法定協議会はやらないんだということをおっしゃっているんなら、だったらその信頼関係の上にちゃんとのつかった、きちんとした誠意あることを町民にも伝えていただきたい。そのことをぜひ名鉄から引き出して、町民に伝えていただきたいということを思います。それについてまず1点目の再質問、私は、信頼関係があるなら、もっと名鉄に対してきちんと協議ができるんじゃないかなと思うんですが、その点についてはどう感じておられるのかということが1点。

それからもう1つ、可児市との負担割合ですけれども、先ほどおっしゃった変動要素が明確

でないということなんです、このいただいた資料の基本的な考え方の中で「広見線全線（新可児駅～御嵩駅間でなく犬山駅間まで）」という文言があるということは、これは当然可児市との話し合いの中でこういう言葉が出てきたと思うんですが、まさにこういうことが1つのきっかけといいますか、この負担割合などを話し合う一つのこれは大きなきっかけであると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

それで、負担割合については、このままずるまた3年間、少なくとも3年間いってしまうのか、1年ごとに話し合いをされるのか、そのことについてもお願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

企画調整担当参事 三輪康典君。

企画調整担当参事（三輪康典君）

御答弁申し上げます。

第1点目の、信頼関係と、それから交渉のあり方という御趣旨かと思えます。

端的に申し上げまして、信頼関係というのはきちんと構築をされているというふうに理解をしております。その信頼関係のもとで、一方で現実があるわけでございますから、その現実の中でどう折り合いをつけるかというのはまた別の話でございます。収支の状況等につきましては、先ほど申し上げました活性化協議会において、報道機関も入れ、さらなる詳細な資料も含め、フルオープン・オン・ザ・テーブルで名鉄に全て御出席をいただいていると。私が着任してから、過去は調べてございませんけれども、少なくとも私が着任してから、全ての活性協に名鉄は出席をされております。そういった意味で、説明責任というものも果たしていらっしゃるというふうに考えております。

それから第2点目の、犬山駅までの認識の共有という議論でございます。

これは最初の答弁の繰り返しになります。現実、名鉄が問題にされているのは新可児・御嵩駅間でしかございません。それを踏まえて、なお取り組みは犬山駅までを一体のものとして考えて取り組んでいこうということでもありますから、これは大きな前進であると。ただし、負担割合に直結するものではないというものであります。これをじりじりと可児市と議論をして何らか負担割合の変動というのは可能になるかという、事務方の責任者としてそれはあり得ないと考えております。

今後3年間につきましては、年ごとに毎年見直すという想定はしてございませんで、引き続き3年間この負担割合でいくということを考えております。以上であります。

〔11番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

この負担割合について町長にお考えをひとつお伺いしたいんですが、これはもう事務方にお任せといたしますか、三輪さんが先ほどおっしゃった、事務局の場で話し合いをして、こちらの責任者は三輪さんだということなんですが、こういうことについてトップ同士での話し合いというようなことはないのでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

お答えをいたします。

負担割合について7・3というのは、前回、3年間、今もそうですけれど、実施する際に決められた数字です。8・2というお話もあった中、若干押し戻したかなと。ただ、名鉄側の当時の赤字分は2億円を超えておりましたので、おおむね2分の1という目安で赤字に対する運行支援をしていこうという判断をしたわけでありまして、今回1億八千数百万になったわけですが、基本は2分の1だろうというところから話を始めていかせていただいた。しかしながら、名鉄側は1億円が切れた場合には運行については余り前向きにはなれないということをおっしゃる以上、少なくとも実績として1億円という数字が一つ固まったということでありませう。

負担割合についても7・3という形で来ておりますので、これがベースになるというのは三輪参事が答弁したとおりであります。犬山で云々というお話も出ておりますけれど、これは私は、可児市長が発言をされましたけれど、議会对策であり、市民対策である。要は、3,000万円のお金を出すこと自体、可児市の市民や議会の中で異論があるというのは私は最初から聞いておりましたので、そういう意味では、この広見線、御嵩・新可児間、これを守らないと犬山までの部分も影響が出るよということを深く考えられて発言された。大変そういう意味では思慮深い話をされたというふうに受け取っております。

そういう意味では、トップ同士では、この新可児・御嵩間という名鉄広見線に関しては残すということが大前提で話し合いを行ってきたというふうに解釈をしております。これから利便性を高くするとか、いろんな方策というものをやはり講じていかなければいけないわけですが、若干東濃高校も定員を満たすような人数にもなっておりますし、まずはお金よりも利用者だと思っておりますので、基本的にはふやす勘考をしていくと。下げどまりをまずさせるということが第一目標であるようでありまして、できる限り金銭面よりも利用者の数を確保していくということは大切かなと思います。

あと、首長の立場で言わせていただくと、基本的には5年を基準ぐらいにしていきたい

ということを申ししておりましたけれど、債務負担行為、今回でも出しておりますけれど、債務負担行為として議会にお示しし、2年間、26年度、27年度ということになるわけですが、首長の立場として、選挙で4年の任期しか与えられないものが、5年間の債務負担をお約束するというのは、いかにも相手も信頼できるかどうかといえば心配だろうということもありまして、長期にその可能性を残しておくということは大切なことではあります。約束を果たすという意味では3年というのがいい期間かなということは首長としても感じておりましたので、今回の3年間延長については、少なくとも名鉄側は3年後にやめるという話ではないというスタンスで3年間と決めましたので、この数字については、双方が努力をしながらいい方向に持っていけると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

町長、ありがとうございました。

それでは、もう1つだけ三輪参事にお尋ねいたしますが、可児市の負担割合については協議をされたということなんですが、可児市については最初、本当に私たち一番最初この問題のときに非常に可児市が消極的であったということは理解しておりますし、ただ、可児市も住民アンケート調査を行いましたね。その結果のときに非常に潮目が変わったのではないかなというふうに感じたんですけども、やっぱり可児市も高齢化だとか、やっぱり公共施設の重要さというものを随分以前と比べると考え方が違って来たのではないかなというふうに感じてはおりますけれども、今後、その話し合いの中でずうっと以前から話に出ておりました例えば明智駅の駐車場の件だとか、これは御嵩の行政の皆さんにお願いをしても、あそこは可児市の分なのでなかなか口が出せないとかというふうに聞いておりますけれども、例えばそういったことについての協議だとか、そういうことについてはこれからまたどしどししていただけるのでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

企画調整担当参事 三輪康典君。

企画調整担当参事（三輪康典君）

ただいまお話のありました明智駅前の駐車場、名鉄関連企業の経営していらっしゃる駐車場の取り扱い等につきましては、御案内の向きもあろうかと思っておりますけれども、活性化協議会の中でもたび重なる議論がございまして、名鉄もいろいろと答弁に苦慮をしております。当面は、可児市のエリアでございますので、県において取りまとめております鉄道問題研

究会、こういう組織がございますけれども、この場において可児市から名鉄に公式ルートを通じて明智駅前の駐車場の利便性向上について要望をしていくと、こういうアクションを今とり始めているところであります。もとより、そういった交渉というのは今後続けてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

〔11番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。

公共施設更新問題についてでございます。

この問題につきましては、これで3回目の質問となりますので、よろしく願いいたします。

昨年9月の定例会では、公共施設の管理の一元化と3カ年実施計画の見直し、そして公共施設白書の作成を御提案申し上げました。総務部長の御答弁では、総合的な視点に立っての行政運営が求められること、3カ年実施計画も限界があるというものでした。

そして昨年12月の質問では、御嵩町の人口減、財政状況についてどのように考えておられるのか、公共施設更新問題についてはどのように考えておられるのか、3つ目に、公共施設白書の作成と再配置計画についてはどうお考えかをお聞きいたしました。御答弁では、公共施設については、所管課に建築年、構造や利用者数及び改築や耐震工事の想定費用などの基礎データの作成を指示し、これをもとに見直し基準を作成し、その一連の流れを行政改革推進委員会で進捗管理していくという御答弁でございました。

公共施設更新白書に当たるものが各課で作成される建物ごとの基礎データだとしても、そこから見直し基準を作成するに当たり、住民の意見をどこで取り入れられるのでしょうか。秦野市の場合は、専門家8人による検討委員会が設置されておりましたし、さらに電子メールを利用して検討に参加する市民メンバーを10名採用しておりますけれども、当町の場合は、身の丈に合った改革ということでございますけれども、どのように住民の意見というものを取り入れられていくのか、お尋ねをいたします。

それと、御嵩町ではその進捗管理を行政改革推進委員会に諮っていくということですが、具体的にどういうふうに進めていかれるのか説明をお願いいたします。当然一元管理ということも必要になってくるかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。何度も質問して申しわけないと思いますが、大変重要な問題であると考えますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

もう一度質問を申し上げますと、公共施設の一元管理についてはどう考えられるのか。2番目に、公共施設の見直し基準はいつまでに作成されるのか。3番目に、見直し基準を作成する過程での住民の意見はどこで取り入れるのか。以上3点について御答弁をお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、岡本議員の3つ目の御質問である、公共施設更新問題に関する御質問にお答えしたいと思います。

まず本題のお答えをする前に、この内容に関しましては9月の一般質問から3回目になりますので、過去2回の質問の概要と回答の本旨を簡単に補足説明させていただきます。

まず9月定例会では、公共施設の改築・改修を総合計画における3カ年実施計画だけで決定できるのか、限界があるのではないかという御質問に、私は、この問題は3カ年実施計画に単純に位置づける問題ではなく、長期的なスパンで考える重大な事案でありまして、また利用者や地区住民にも多大な影響、さまざまな意見が出てくると思われるので、十分理解と合意形成を図りながら、最終的に首長が政治的に判断を下す必要のある問題との認識でお答えをしております。

そして12月定例会では、公共施設白書作成と再配置計画についてどのように考えるかという御質問では、御嵩町の身の丈に合った公共施設の見直し基準をつくることと、その進捗管理を行政改革推進委員会で行うこととしているが、行政改革推進委員会は個別の公共施設の統廃合を議論する場ではなく、想定としては、個別の検討委員会を立ち上げ、合意形成に向け検討していくことになるのではないかとお答えをしたところでございます。

今回、今までの回答について再度確認をさせていただいたのは、公共施設の統廃合を含む更新問題は、先日の全員協議会の折に町長が、それに取り組むスタンス、つまり既設の公共施設の統廃合は、たとえ利用者が減少していたとしても、その視点だけですぐになくせるものではなく、現在の利用者だけではなく、その地区全体の問題として捉え、じっくり合意形成を図りながら慎重に取り組んでいくべき問題であるとの認識を述べましたので、過去2回の私の答弁でその趣旨が正確に伝わっていないと判断し、再度確認をさせていただきました。

それでは1つ目の質問である、公共施設の一元管理についての考え方を述べさせていただきます。

一元管理の内容がどのようなものか事前にいただいた質問要旨に記述がありませんので、維持管理という趣旨であれば、施設を所管するそれぞれの担当課ということを考えております。また、町が全体として所有する公共施設、つまりストック、このあり方をまちづくりや財政の

あり方と関連づけて将来どう考えていくのかという、いわゆるストックマネジメントの所管は企画課が担当すると考えていますが、現時点で本町の場合、ストックマネジメントの考え方が確立しているわけではございません。そういった考え方を学ぶべく、昨年、議員研修に同行して秦野市に行かせていただきました。したがって、今は、考え方も含めて、一から公共施設のあり方について、コンサルに委託しないで、身の丈に合ったあり方の検討を企画課が主体となって進めていきたいと考えているところでございます。

次に、見直し基準はいつまでに作成するのかという御質問ですが、昨年、各施設の所管課に基礎的データについては依頼し、企画課で取りまとめを行っているところでございます。ただ、ここで言う「見直し基準」という言葉の使い方は、既存の公共施設の統廃合を単に見直し基準というフィルターにかけて、個々の施設の統廃合の優先順位を決定するような意味合いの基準ではありません。むしろ、本町の将来の人口動向や財政シミュレーションも加味して、町執行部としてどのように公共施設を維持、あるいは再編等をしていくのが望ましいのか、そのような課題を検討し、町民、議会に御提案していくために他の自治体との比較も可能な物差しを作成するものであり、いわば今後の本町の公共施設のあり方を考える基礎資料の作成と位置づけをしております。したがって、行政改革推進委員会に諮るのは、こうした趣旨を御理解していただいた上で、どこまで進んでいるのか進捗を説明していくこととなりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

最後に、3つ目の御質問である、見直し基準を作成する過程で住民の意見はどこで取り入れるのかという御質問ですが、今述べましたように、「見直し基準」という言葉は使っていますが、町執行部として検討するための基礎資料として位置づけておりますので、見直し基準だけを公表する想定はしておりません。もちろん今後、庁内の意思形成過程を経て個別の施設の見直し等を提案する場合には、当然、議会や町民の皆さんに判断した経緯として、見直し基準を含めて、そこに至った経緯を公表していくことになろうと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で質問への答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

一元管理についてですけれども、今おっしゃったように、ストックマネジメントについてはまだこれから勉強、研究していくということですので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

それから、今後将来にわたってどのように公共施設を維持管理していくかという中で、統廃合だとか、仮にそういうことをするにしても、町長がおっしゃるように、時間がかかるとおっしゃっていますので、そういうことについては、やはり時間がかかるわけですから、一層早目にそういった問題について着手していただいて議論を深めていただく、そんな場があればいいかと思います。

それから、その他の自治体と比較していくような、そういう基礎資料を作成していくことを、その段階を追って行政改革審議会に進捗状況を報告していくという趣旨ですか。ちょっと私、行革の委員会のところで進捗状況をお知らせしていくという、そこところがちょっとのみ込めないんですが、もう一度その点について説明をお願いしますか。具体的な例えばガイドラインのようなものを示していくのか、どういうことなのか、ちょっと理解できないんですが、そこだけ1点お願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

確かにインターネット等で見ておられますと、行革審議会等に公共施設のあり方について、きちんと、どの施設は見直しをするだとか、統廃合するだとか、そういうことをやっていらっしゃる自治体もあるようにお見受けをしておりますけれども、まさにそういった全てのストックマネジメントのあり方について、御嵩町ではまだ始まったばかりですので、どう考えるか、進捗管理の行革推進委員会への公表の仕方等もまだ固まっておられませんので、岡本議員もその辺が具体的なイメージができていないのは当然かと思っておりますけれども、いろいろ勉強しながら、1つ心得ておるのは、行革審議会に出したものが即御嵩町の決定事項だと、そんなような形で捉えられないように、結局、やはり昭和50年代に立て続けに建ててきたということで、将来いつまでもその施設がそのまま残っていくわけではありませぬので、そういう意味でストックマネジメントを早目に手がけて勉強していきたいということでもありますので、具体的な公表の仕方が今ここでこうだと言えぬわけではありませぬが、よろしく願いいたします。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

御答弁、ありがとうございます。

それでは、これでちょうど1時間近くになりますので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（谷口鈴男君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

続きまして、10番 大沢まり子さん。一問一答方式の申し出がありましたので、これを許します。

10番（大沢まり子君）

議長に許しをいただきましたので、4点にわたって質問させていただきます。

1点目に、介護保険制度の改善策の一つとして御提案申し上げます。

平成12年4月に介護保険制度が始まり、13年が経過しようとしております。3年ごとの見直し規定に沿って、その都度、制度などの見直しが行われてきました。昨年の4月には介護報酬が改定され、新たな計画がスタートしております。

人口に占める高齢者の割合が年々増加する中、介護保険サービスの1カ月平均の受給者数も制度の創設時の約2.2倍にもふえており、介護保険を取り巻く状況は年々変化してきております。御嵩町におきましても、今後さらに高齢化が急速に進むことが予想されることから、介護事業者、従事者、利用者、それぞれの立場から多岐にわたる現場のニーズを受けとめつつ、状況に合わせた見直しが重要となってまいります。

そのような状況の中で、最近よく耳にする現場の声でございますが、福祉用具の購入費及び住宅改修費の補助について、いわゆる償還払いだけでなく、受領委任払いを選択できるようにしていただけないかというお声でございます。

介護保険でのポータブルトイレや入浴用の椅子などの福祉用具購入費及び手すりや段差の解消、いわゆるバリアフリー化の住宅改修費の支給は、利用者が一旦全額負担をし、その後、申請をして保険給付分の9割を受け取る、二、三カ月後になるようでございますが、償還払いというものが原則となっております。利用者にとっては、一時的であれ、全額負担となると相当な経済的負担を強いられることとなります。

一方、一定の要件を満たせば、利用者が自己負担分の1割のみを事業者に支払い、残金は自治体から事業者を支払われるという受領委任払いを導入し、償還払いとの選択制をとっている自治体もふえてきております。介護保険利用者の負担軽減のため、御嵩町におきましても受領委任払いを導入していただくよう御提案するものでございますが、見解をお伺いいたします。

議長（谷口鈴男君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

それでは、大沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問は、福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度の導入を求むということであ

ります。

介護保険制度のサービスとして、特定福祉用具購入費支給及び居宅介護住宅改修費支給があります。福祉用具については、ポータブルトイレや入浴用座椅子、簡易浴槽など、一定の用具を介護が必要な方が購入する場合に、年間に10万円を限度として、その購入費の9割が支給されるものです。また、住宅改修については、要介護者のための手すりの取り付けや引き戸などの扉の取りかえ、トイレ便座の洋式への取りかえ、出入り口でのスロープ段差解消など、小規模な住宅改修を行う場合に、年間20万円を上限に費用の9割が支給されるというものです。これらのサービスは、介護認定が要支援1や2の方のための介護予防サービス分についても適用されます。

御嵩町におけるサービス利用の状況ですが、平成23年度の福祉用具購入が年間で58件133万2,306円、住宅改修が72件784万1,098円となっており、単純な計算ですと1件当たりのサービス給付費は、福祉用具が約2万4,000円、住宅改修は約10万9,000円となっています。また、サービスを提供した事業者の数は、福祉用具が9事業者、住宅改修は31事業者という状況です。

現在、御嵩町の介護保険では、これらのサービス費支給について、一旦利用者が購入費や改修費を全額負担していただいて、事業者に支払った後で申請を行い、その後に町から9割分が利用者に支給される、いわゆる償還払い方式をとっております。議員の御指摘のとおり、住宅改修で上限の場合は、小規模とはいえ、申請が認められれば1割の2万円の自己負担で済むところを、改修費用全額の20万円を利用者が一旦事業者に支払うことになり、一時的にせよ、利用者に経済的な負担を強いることとなります。

その負担軽減のために、近年では、一定の要件をクリアできれば、市町村保険者がサービス給付費を、利用者でなく、事業者へ直接支払う受領委任払い方式を導入している自治体も見られるようになってきました。原則は償還払いとしても、利用者や事業者が希望すれば、受領委任払い方式を選択できる仕組みです。近隣市町村での受領委任払い方式の導入状況については、調査しましたところ、岐阜県内では現在2つの自治体で住宅改修費のみを対象として実施しているようですが、償還払いではなく、受領委任払いを選択した実績件数は予想に反して少数であるとのことです。

実績件数が少数である理由としましては、まず初めに、利用者が受領委任払いを希望しても、サービスを提供する事業者が希望に応じない。または、事前登録制など一定の要件を満たさない場合があるとのことです。また、住宅改修費の支給申請については、理由書や改修予定の状況確認書類を添えて事前申請を改修前に行い、改修後に完成後の状態が確認できる書類などを添付して事後申請を行うこととなっており、申請の前後で対象となる経費そのものが変更して減額になるケースがあることも考えられます。また、改修を行う事業者は、福祉用具の場合は

指定事業者に限られますが、住宅改修の場合は制限がなく、一般の建築業者なども可能なため、その自治体管内ばかりでなく、遠方からの参入も少なからずあることが上げられます。また、福祉用具購入に関しましては、県内での導入例はないようですが、これは前述しましたように、1件当たりの費用負担金額が数万円で済むと比較的に少額である点から、利用者自身が受領委任払いを希望選択されないことも要因の一つとしてあるようです。

しかしながら、選択件数が見込まれないから導入しないのではなく、御嵩町の介護保険として、利用者本位の介護サービス提供のあり方や住民サービスの向上を配慮し、現場での声を大切にしながら、導入についての近隣の動向調査や要綱整備など、御提案に対し前向きに調査検討を行いたいと思いますので、議員の御協力をよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

詳細にわたる御答弁、ありがとうございます。

参考までですけれども、岐阜県下で2つの自治体が今実施しているということですが、先日、関市の議会にちょっと傍聴へ行きましたところ、来年度からバリアフリー化の分につきまして実施されるという御答弁をされておりました。そのときには、事業者を事前登録していただくというようなやり方で実施しますということで、福祉用具についてはまた後ほど考えるという御答弁でしたので、また参考にしていただきたいと思います。

そして、これが例えば変更になる場合は、3年ごとの見直しの段階でないといけないのでしょうか。1点、よろしく申し上げます。

議長（谷口鈴男君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

お答えいたします。

3年ごとの見直しでなくてもできますので、できるだけ早く実施をするように努力したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは次に質問に移ります。

2点目の不育症対策についてお伺いをいたします。

現在、赤ちゃんができにくい不妊症に対する助成を行っていただくようになりました。ありがとうございます。

しかし、不育症という病気を御存じでしょうか。全国で年間出生数は約106万人、流産する確率は一般的には15%と言われております。年間19万人近い流産が発生をしていることとなります。2010年に厚生労働省がまとめたところによりますと、妊娠経験がある人で流産をしたことがある人は38%にも達しており、2回以上、流産・死産を繰り返す方を不育症と呼びます。この不育症患者は約4.2%でありました。この調査では、不育症患者の発生数は毎年3万組で、全国的には約140万人の患者がいると推計されております。

不育症は、治療をすれば9割近くが出産可能と言われております。このため、患者への負担軽減を求め、我が党は治療費の公費助成を求めてきました。全国で初めて不育症治療の助成制度をスタートさせたのは岡山県の真庭市で、2010年4月から1年度において30万円までの助成を開始しております。真庭市の取り組みを機に各議会で公費の助成を求めてきた結果、今では45の自治体で助成が実施されております。

岐阜県下では、飛騨市において1治療30万円まで治療費の2分の1以内で助成がされております。また、国会におきましては、2009年に土岐市出身の荒木参議院議員が不育症への公費助成を初めて取り上げました。2009年11月の参議院予算委員会において、不育症患者が保険適用外の治療によって経済的な負担に苦しんでいる現状を指摘し、少子化対策の一つとして不育症治療の公的助成に踏み切るよう訴えました。結果、昨年の1月から不育症治療に有効なへパリンへの保険適用が実現をしております。

御嵩町におきましても、不育症への理解を深めていただき、相談窓口の設置や公費助成に関する施策を推進していただきたいと考えております。御見解をお伺いいたします。

議長（谷口鈴男君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

それでは御質問にお答えいたします。

御質問は、不育症に対する相談窓口の開設、検査費、治療費の公費助成についての町の見解についてであります。

妊娠しても流産や死産を2回以上繰り返す状態を、不育症といいます。厚生労働省の研究班の調査によりますと、国内に不育症患者は140万人いると推計されています。流産の原因で最

も頻度が高いと言われているものは偶発的な胎児の染色体異常ですが、そのほかに母体の子宮形態の異常、甲状腺機能異常、夫婦染色体異常などもその原因となっています。ただ、流産・死産を繰り返す不育症については原因がはっきりしないことが多く、病態名も余り知られていない状況であることも事実であります。

不育症の原因を正しく検査によって探り、治療を行い、妊娠から出産に結びつけることが、深刻な少子・高齢化の流れの中で、出生という点で重要な位置づけにあると考えております。不育症の治療法の一つに、血液凝固によって胎児に栄養が届かなくなることを防ぐ薬であるヘパリン摂取があります。この薬の在宅自己注射治療が平成24年1月から保険適用となったことは、不育症に悩む方々への負担軽減となった上に、子供を望む夫婦にとって一筋の光明となっていると認識しております。

現在、県内では飛騨市が治療費の2分の1、上限30万円、年度内1回という形で、唯一不育症の治療費助成を市単独事業として行っております。町では、特定の不妊治療に対し10万円を上限に1年度1回、最大5カ年まで助成を行っているところですが、不育症の治療費等に対する一部助成については行っておりませんが、平成21年から24年の4年間に3人の方が不妊治療の助成申請をされ、不妊治療を継続しておられます。この方々が不育症の範疇に含まれば治療を行われることとなると思われませんが、この場合、不育症治療の全国的な平均助成額である30万円で計算しますと、上限で90万円は予算の確保が必要となります。

町の不育症治療助成に関しましては、引き続き、近隣市町村の動向も踏まえながら、町の子ども・子育て支援施策の中でどのようにすべきか、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、不育症に関する相談窓口の開設についての御質問であります。国においては、平成24年度から都道府県の不妊専門相談センター等において不育症専門相談員を配置することとしており、これを受け、平成24年9月1日現在ですが、都道府県で不育症相談窓口を開設している件数は医療機関等で全国49カ所となっております。岐阜県では、岐阜保健所及びふれあい福寿会館に相談室が設けられており、電話相談、電子メール相談、面談による相談が曜日・時間を指定して行われている状況であります。

町としましては、現在、不妊治療助成についての相談等があった際に保健師が不育症に関する対応についても行うことを心がけてはいますが、実際に不育症としての相談はない状況です。今後、相談窓口につきましても、近隣市町村の動向も踏まえながら、町の子ども・子育て支援施策の中でどのようにすべきか、不育症専門相談員の配置等の対応はどのようにやるべきかについて研究してまいりたいと考えますが、現状では岐阜保健所及びふれあい福寿会館での電話、電子メール等での相談を積極的に活用いただく方法で対応したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子君。

10番（大沢まり子君）

不育症に対する理解がまだまだ薄いというか、ないのが現状だと思います。今後、不育症に対する理解を深めていただくという意味で、またいろんな場で周知していただきまして、相談窓口もこういうところにありますよということの周知もよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

それでは次、3点目の質問に入ります。

3点目は、投票しやすい環境づくりのためにということで、選挙が行われる際の期日前投票の際に受付で記入をします宣誓書についてでございますけれども、よく御相談を受けます。障害者の方や高齢者、特に高齢者の方は、あそこの場に行くとき緊張しちゃって自分の名前すら書けない、また住所まで書かなくてはいけないというようなことから、ちゅうちょされる方も少なくありません。それで今回は、それを改善していただけないかということで御質問させていただいております。

最近では、かなりの自治体で、投票の入場券の裏に宣誓書があらかじめ印刷されており、家で宣誓書を記入して持っていけば、すぐに投票できるシステムを取り入れています。名古屋市なんかはこういうのがき大ですけれども、裏に宣誓書というのが印刷されてきております。御嵩町でもこうやっていただけないかなと思いましたが、前々回からこんな小さな入場券に変わってまいりましたので、これにはちょっと記入するのは不可能だろうということは感じております。また、県のほうで統一されて送ってくることなので、なかなか難しいということはお伺ひいたしました。また、北名古屋市でもそういったことが実施されております。

そこで、現在、不在者投票の場合は宣誓書がホームページに載せてあります。そして自分でダウンロードし、宣誓書を書くことができます。でありますので、期日前投票につきましても宣誓書をホームページに載せていただき、有権者の方が各自ダウンロードし、事前におうちのほうで記入ができるようにしていただきたいと御提案するものでございます。投票率のアップにもつながるのではないかと考えておりますので、ぜひこの夏の参議院選挙から実施をしていただけないでしょうか、御見解をお伺ひいたします。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは大沢議員の、期日前投票における宣誓書についてホームページからダウンロードできるようにならないかという御質問にお答えをしたいと思います。私は、選挙管理委員会の書記という立場ではありませんので、所管する課を統括する部長という立場でお答えをさせていただきたいと思います。

昨年末の衆議院議員総選挙、ことし1月の岐阜県知事選挙と、立て続けに選挙が行われ、各市町村の選挙管理委員会が投票率のアップを図るため、あの手この手の取り組みや積極的な啓発活動を行っていることが新聞等で報道されました。

今回御提案いただいた期日前投票で使用する宣誓書のダウンロード、本町の様式は「宣誓書及び請求書」という様式でありますけれども、今月、3月2日に開催されました本町選挙管理委員会において、スムーズな期日前投票を有権者にさせていただくため、この夏に予定をされている参議院議員通常選挙の期日前投票から町ホームページでできるようにするという決定がなされました。

また、選挙管理委員会では、ダウンロードした様式をする場合には、住所、氏名及び生年月日については、本人への成り済まし防止のため、自書、自分で書いて投票時に持参していただくよう案内を徹底するようという意見も出されておりますので、事務局としては実施とあわせて本人確認の徹底をも図っていきたいと考えております。

なお、投票率の向上を図るため、本町選挙管理委員会としても、今までのセスナや大型商業施設での啓発活動だけでなく、今後、実効性のある有効な取り組みを検討していきますので、大沢議員におかれましても、ぜひ具体的な提案を今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

明快な御答弁、ありがとうございました。投票率アップに私もしっかり努力していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは最後の質問に移ります。

給食のアレルギー対策についてお伺ひいたします。

昨年12月に東京都調布市の小学校で、給食を食べた女子児童がアレルギーに伴う急性症状でありますアナフィラキシーショックで亡くなりました。この事故では、アレルギー原因食材のチェック体制や緊急時の対応のあり方などが課題となりました。女子児童は乳製品にアレル

ギーがあり、除去食を食べていたということでございますが、おかわりの際に教諭が誤って粉チーズの入ったチヂミを食べさせてしまった。そこでこのショック状態になってしまったということでございます。

このために文科省は、来年度予算案では専門家で構成する学校給食のアレルギー対応検討会議を設置するようでございます。予算も1,200万円ほど計上しておられます。また、全国の学校でアレルギー対応が実施されてきたかの実態調査も行い、対策をまとめるようであります。現在でもアレルギーに関するガイドラインがつくられているようでございますが、子供のアレルギー情報と対応を学校や保育所の職員など関係者全員が共有し、緊急時には、症状を緩和させる自己注射薬エピペンというのがございます。ショックをとめるためのエピペンという、自分で自分の体に注射を打つというペンのような形のものがございますが、これを本人にかわって教職員が使用するなどの対応を促しております。このエピペンは30分以内に打てるかどうかで生死が分かれる場合があるために、教師がかわって打つことができるようになっております。今回の事故は、こういったことが徹底されていなかったと考えられます。調布市の場合も打つタイミングがおくれたようでございます。一人の大切な命を守り切れなかったと言えます。

御嵩町におきましてもアレルギー給食を実施していただいておりますが、いざというときにはエピペンの使用をためらわないように、現在これを使わなくてはいけないような生徒さんがおられるかどうか後でお聞きしたいと思いますが、そうでなくても、学校や保育園などの教職員全員の共通理解があつてこそ適切な対応ができると思います。そのためにはアレルギーの専門家による研修をぜひ実施していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか、御見解をお伺いいたします。

議長（谷口鈴男君）

教育長 丹羽一仁君。

教育長（丹羽一仁君）

学校、保育園における全教職員の研修の実施ということでございます。

食物アレルギーに伴うアナフィラキシーショックによって亡くなった女子児童、そしてその御家族の方に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げたいということを思っています。食物アレルギーによるこの事故に、直接提供にかかわっている保育園、それから学校、学校給食センターの職員、そしてその管理者は大きなショックをもって受けとめているところであり、こうした事故の起きないように緊張感を持って取り組んでいるところでもあります。

そんな中、御嵩町の各保育園、各学校では、入園前、入学時、そして毎年、食物アレルギーの調査を行い、必要に応じ医療機関の診断を経て、関係者が情報を共有しながら、必要な園児・児童・生徒には個々の食物アレルギーに対応した除去食を細心の注意を払いながら提供し

ているところであります。

一方、こうした事故の未然防止、これが一番だと思いますけど、未然防止、早期発見、早期対応のための研修についても行っています。保育園では、栄養士と調理師によるアレルギー対応食、あるいは副食づくりの研修。アレルギー対応ガイドラインというのが厚生労働省から出ているわけですがけれども、そういったものを活用した研修。それから管内保育士の研修会や、学校、各小学校ですけれども、学校保健安全委員会に参加をしたり、可児学校保健会等における医師による指導等を受けております。

学校では、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン、これは日本学校保健会から出ているわけですがけれども、こういったものをもとにしながら研修を進めているわけがございます。また、保健委員会が学校にございますので、各学校保健委員会、そして先ほど申し上げました可児学校保健会等における医師による指導等も受けているわけですし、行っているわけです。なお、校医と薬剤師の指導を受けて、練習用のエピペンを用いて研修を実施した学校もあるということを申し添えさせていただきたいと思っております。

現在、町内には、先ほど御質問の中にもありましたが、エピペンを必要とする園児・児童・生徒はありません。けれども、今後、食物アレルギーを持つ園児・児童・生徒の増加も考えられるわけでありまして、保育士研修会、学校保健安全委員会、あるいは新しくできております食育推進委員会、こういったものの機会を使うことはもとより、御提案いただきました全教職員に対する医師の指導の機会というのを一層大切にしていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解とお力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

[10番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

ありがとうございます。

いろんな研修会は実施していただいているということでございますけれども、本当に漏れなく先生方、職員の方がこういった知識を得ていただくようお願いしたいと思いますし、エピペンを使った研修を行われている学校もあるということでございますけれども、学校、保育園、どこにおいてもエピペンによる研修というものを、やっぱり実際にそのものを見ていただくというような形の研修をしっかりと行っていただきたいと思っております。現在のところそういった患者の方がお見えにならないというのは幸いでございますけれども、どこでまたそういう方が発症されるかしれませんので、そういったときに、本当に一刻を争うような命ということになりますので、しっかりと対応ができるように、ぜひ全職員一人も漏れなく皆さんが共通認識を持つ

ていただけるような研修を今後も実施していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻を10時45分といたします。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

先ほどの大沢議員に続きまして、一般質問を続けます。

1番 高山由行君。一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可いたします。

1番（高山由行君）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しておきました空き家対策、協働によるまちづくり、御嵩町学校教育の現状と課題の大項目3点につきまして質問をさせていただきます。

空き家対策の回答には、私は環境施策と考えまして民生の部長にお願いしたところ、総合政策の観点からということで鍵谷部長が御答弁していただくということになりましたので、よろしく申し上げます。

まずは空き家対策につきまして質問させていただきます。

この問題は、どの自治体においても頭を痛めておられる問題だと思いますし、私自身も調査・勉強していても、自治体が空き家の適正な管理に関与しようとする、建築基準法や道路法、また民法や消防法等々、多くの法律に精通しなければならないと考えます。また、廃屋や空き家はあくまでも個人所有の建物でありますし、当然民地でありますので、多くの自治体では苦情が寄せられても所有者に適正管理のお願いぐらいしか手がないのが現状であります。

この問題は、平成12年に元議員の丹羽利夫さんが空き家に対する行政の管理指導という項目で質問されておりますが、そのときの答弁では、空き家に関しては具体的な戸数は把握していない。今後、調査的なことも考えていく。個人所有物に対しての行政指導がどこまで立ち入れるかはかなり検討を要するという回答をしております。今後、フェイル的なものができればと思っているという行政側の回答でありました。また大沢副議長も、二、三年前の話ですが、私は確認はとれておりませんが、この空き家条例、後から出てきます空き家条例に関しまして御嵩町の廃屋問題について質問されております。

その後、御嵩町ではどのような対応をとってきたかは一町民であった私には知る由もありません。

せんが、空き家が崩れて通行人にけがをさせたり、防犯上の問題、これは特に放火による火災の危険性などですが、また景観上の問題等々数多くありますので、いま一度私たち議員も行政も考えていかななくてはならない課題だと思い、質問いたします。財産権の介入ということで近隣住民だけでは限界があり、自治体としてもそれは同じであります、時間はかかるかもわかりませんが、政策課題として捉えていただけるよう、そのためにも質問に移ります。

まず初めに空き家とは何ぞやということですが、先ほど岡本議員が空き家の話をしましたが、予算計上されておる部分で重複する部分もありますでしょうか、また、岡本議員は空き家の有効利用という観点から、私は空き家の適正管理という観点から質問します。

まず空き家とは何ぞやということですが、町内建物とほか工作物で、常時無人であり、管理不全な状態であるものと考えます。これは後ほど出てきます空き家条例のほうで、その定義のところで大体このような文言で書いてありましたので私はそのように考えますが、全国で180万戸あると言われているこの迷惑空き家は、さきに申し上げたようにさまざまな課題がありますが、1つ目の質問として空き家対策の現状についてですが、この問題は、付近住民の苦情という形で町のほうへ、建物の適正管理や、樹木や雑草の繁茂に対する処理の是正要望になって上がってくると考えますが、1年間でどれぐらい苦情なり要望が上がってきておりますでしょうか。過去にさかのぼってもし資料があれば、それもお願いします。

また、その内容は具体的にどのようなものがありますでしょうか。そして、その受付窓口は住民環境課のふれあい係にまず来ると思いますが、その処理はどのように対処しておりますでしょうか、お伺いします。前段で申し上げましたように、対応する課も、視点が防犯・防災ならば総務課、道路や建物のことなら建設課、景観的視点ならばまちづくり課、廃棄物の視点ならば住民環境課と各課をまたいでの対応と考えますが、今までどのように問題解決に対処しておったのか、お伺いします。

2つ目に、空き家の戸数は把握されておりますでしょうか、お伺いします。対応は別としても、人の住んでいない崩れそうな家屋は苦情もありますし、小さい御嵩町の中なので緊急に対処しなくてはならない空き家ぐらいは把握しておられると思いますが、今定例会の平成25年度当初予算で空き家等調査業務委託料として予算を計上していますが、そのところも踏まえて御答弁をお願いします。

3つ目に、予算計上されたということは、数の把握、状況の把握、これは空き家の建物の状況、土地・建物の所有者の割り出し、放置年数の割り出し等々多くあると思いますが、そこまで終わるのか。この先、空き家に対する、先ほどから申し上げております空き家対策条例制定まで考えておられるのか、お伺いします。

この空き家対策条例は、住民の安全・安心のため、空き家等の適正管理に関する条例で、埼

玉県所沢市が2010年に全国で初めて制定された条例であります。その後、50以上の自治体で内容は変わりますが制定されておるようです。少子・高齢化が急速に進む中、確実に空き家はふえ続けるだろうと言われておりますが、管理不全な空き家等の実態調査、所有者に対しての助言、勧告、命令、そして所有者に意見を述べる機会を付与しての公表などが条例に取り上げられているようです。行政代執行や、特に危険だと思われる空き家の撤去費用の一部を補助するもの、撤去費用を資金融資するものなど、まちまちな部分もあり、各自治体が自分のまちに合った条例を調査研究しながら考えている段階であるようであります。

我が御嵩町でも、環境のまちを目指す自治体にすべく政策課題に上げ、条例制定を目標に調査研究をスタートさせてはいかがでしょうか。

以上、空き家に対する3点について御答弁をよろしく申し上げます。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、高山議員の空き家対策に関する御質問に対してお答えいたします。

まず1つ目の1年間の苦情件数とその内容ですが、昨年、住民環境課に8件あり、その主な内容は、敷地内の雑草や樹木が繁茂し、生活環境の悪化を招いているというもの。また、建設課に1件ありまして、その内容は、空き家の樹木が道路へ侵入し、塀も倒れかかっているというもので、通行人の被害が想定されると。そのような内容でありまして、合計9件が1年間でありました。例年、件数的には10件から15件程度であります。担当課は苦情が寄せられると、文書により個別の状況に応じて、例えば通行に支障があれば道路交通法で、雑草など生活環境の悪化が想定されるのなら御嵩町生活環境の確保に関する条例などの根拠法令を示して、所有者や管理者に適切な管理を指導しております。

次に、空き家の把握ですけれども、平成18年度に廃屋・空き店舗について実態調査を行い、31件の空き家の実態を把握いたしました。また現在、倒壊の危険が大きく、崩れれば周辺に大きな影響を及ぼす可能性がある特に危険な家屋は5件ありまして、こういったところにつきましては担当者が現地に赴き、現況写真を撮って不在所有者に状況を知らせるなど、個別に対応を図っておるところでございます。

空き家の実態については、平成18年ですので6年を経過しておりまして、今回、平成25年度当初予算に緊急雇用創出事業として、通学路標識や井戸の調査も含めて事業費を409万円計上しておるところでございます。この委託事業は、失業者の確保ができれば、新年度すぐにでも着手していきたいと考えております。また、今回の調査は、明らかに人が住んでいない管理不全の迷惑空き家だけではなく、利用可能な物件かどうかの実態の調査も行ってまいりたいと思

っております。

最後の御質問は、空き家対策条例制定の考え方ではありますが、条例制定の提案は一昨年、昨年と2年連続で、日ごろからこの問題に対して大きな問題意識をお持ちの大沢議員が積極的に御質問され、敬意を持っているところでございます。

昨年の答弁の趣旨としましては、空き家条例を制定した自治体の運用状況が、住民とのトラブルを最小限にとどめるため、指導勧告や助言などの行政指導にとどまり、行政代執行までなかなか踏み込めないという実態を踏まえ、本町における当面の対策は、個別事案ごとに現行の法令上の規定を根拠に適切な管理を働きかけていきたいとの回答をさせていただきました。

また、空き家対策につきましては、先ほど岡本議員から定住促進の視点で御質問を受け、お答えをしましたが、この問題は現状では、高山議員御指摘のように、行政として法手続や撤去費用などさまざまな課題があり、どこまで個人所有の建物に有効な、時には強制力のある対策がとり得るのか、なかなか即効性のある適切な手段が見出せていないのが状況でございます。

今回、町として空き家対策に関する的確な施策の立案のため、実態調査を踏まえて、生活環境の保全や防犯・防災、あるいは有効活用の視点など、さまざまな視点から研究し、条例制定も視野に実効性のある施策を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で御質問への回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

ありがとうございます。こういう問題は毎回議員がかわられて質問しても同じような感じになってくるかなとも思いますけど、結局、ちょっと話は飛びますけど、公共交通の話でも、昔は民のやっていたものが、結局は行政側が手助けをして御嵩町の住民福祉に資するということが順番になってきたと思います。結局この空き家の関係も、都市部と私たちみたいな里山を含むこういう地域のつながりが多いまちとは条例のあたりでも違うと思います。だけど、個別事案の5件あるというその話は、多分、10年前も5件だったと思います。私も個人的にパトロールしてしまして個々の大体廃屋というのはつかんでおりますけど、今回も写真を撮ってきてどうのこうのしようかなとも考えましたが、個人の所有物でありますし、なかなかそういうこともできない。そういうことも考えておりましたけど、話は住民さんのほうから、私議員としても、どことどこどこは話がもうずうっとあるんだよという話は聞いております。町のほうに対しても話をしてくれということも言われております。

この問題につきましては、条例制定に向けての取り組みを町としてしっかりとやっていってもらって、個別にやっぱり住民の安全・安心に対する施策をどんどん打っていってもらえれば大変ありがたいと思いますし、また、先ほどからも申し上げておりますけど、私たち議員も議員提案ができるぐらいの勉強とあれはしていきたいと思っております。

じゃあ、1件目はこれで質問を終わります。

次、2点目の質問に移ります。

協働によるまちづくりの大項目で二、三点質問させていただきます。

町長の施政方針でもありましたが、先日、2月9日でした、私も参加させていただいているみたけ地域活性化委員会有志の方々と岐阜市での第6回飛騨・美濃じまんミーティングに行ってきました、見事「岐阜の宝もの」に東の中津川市馬籠宿、西の関ヶ原、今須宿までの17宿が1つのくくりではありましたが認定していただきまして、御嵩町からは伏見宿と御嶽宿の2宿がともに認定書を授与されて帰ってきました。改めて御嵩町の観光資源である伏見宿と御嶽宿の町並み景観づくり、にぎわいづくり、人づくりと、活性化委員会の一委員でありますけれども、議員といたしましても、この岐阜県が注力しております観光施策である岐阜の宝もの認定プロジェクトの最高峰である「岐阜の宝もの」に認定された喜びと、この先、御嵩町の観光資源をどう磨き上げていくか、これをブラッシュアップと言うそうですが、伏見宿と御嶽宿、またみたけの森や鬼岩公園など、にぎわいづくりの拠点となる場所を思い浮かべながら帰ってきたところであります。

岐阜県の観光課が発行しておる「ぎふっこ」という冊子がありますけど、これにも既に17宿の宣伝と御嶽宿のいろいろなことが書いてあります。華ずしやら竹屋やら、おひな様やら耳神社やらいろんなこと、県の後押しでいろいろとやってもらっておりますが、急速な少子・高齢化が確実に進む中、黙っていても人が来ていただける、人が立ち寄っていただける、人が宿泊していただけるときは全く違う時代になってしまっておりますが、これはどこの自治体でも同じですし、御嵩町も例外ではなく、来訪者や宿泊客の増大には商工観光関係者、そして行政も大変苦慮しておられますが、本年度も新たな試みとして御嶽宿のブラッシュアップのために景観修景補助金の予算計上を御嵩町もされております。私の初めての一般質問のときに申し上げましたように、宿場の町並み景観づくりや魅力づくりは20年、30年と長いスパンで考えていくもので、将来の町並みづくりの礎として行政も予算措置も含めましてしっかり対応してほしいと考えております。

このように、まちづくりは少しずつ地道に慌てないように進めていけばいいわけですが、長い時間がかかりますので、人づくりもハード面同様、少しずつ進めていかなければハード面のみ先行してまい、気がつけば「物はできたが、人はいなかった」ということになりかね

ません。御嵩町の施政方針でもある第4次総合計画でも、第5次行政改革大綱でも、全てにおいて「協働」という言葉が使われており、自分たちのまちづくりは自分たちで考えてやっ
ていこうよという考えですが、人と人とのつながりが希薄になりつつある現代ではありますが、町民の代表である町会議員の立場を棚に上げての質問になってはしまいますが、よろしくお願
いします。

御嵩町のまちづくりやにぎわいづくり、また御嵩町の未来の姿など、御嵩町住民が活発に話
し合える委員会なり協議会設立に向けて動き出す考えがとおりになるか、お聞きします。

これは私自身も入っているみたけ地域活性化委員を否定するものでもありませんし、この委
員会が全町挙げての人材を確保し、御嶽宿活性化に特化したものではなく、御嵩町全体のまち
づくりが話し合える会に育っていったら新しい会は要らないということでも構いません。活性
化委員会も、平成19年度に立ち上げました御嶽宿地域再生まちづくり住民会議のメンバーの方
で始めたと聞いておりますが、私は最初は入っておりません、途中で入らせていただきました
ので、最初は21名の方がいたと思いますが、今ではわずか数人の方しか残っておりません。ま
ちづくりに対して活発な意見交換ができているとは思えません。

御嶽宿地域再生構想の中には、目指す姿として、(仮称)まちづくり活動団体協議会を設立
して、継続してまちづくりの活動の充実を図り、御嵩町全体の活性化への取り組みを進めてい
くことと明記してありますが、そのことも含めて御答弁をよろしくお願ひします。

2点目に移ります。

平成24年度の事業で予算措置された、「みたけのええもん」と命名しまして御嵩町の特産品
をつくり、ブランド化して特色のあるまちづくりを進めたいということで、みたけのええもん
審査委員会を設立して、客観的に判断していただける方を外部の方を中心に編成して、特産品
をつくる手助けをするというものでしたが、平成24年度も終わろうとしておりますが、進捗状
況はいかがででしょうか、お伺ひします。

先日、環境フェアのほうで「ええもん」の申請をしてもらった方のあれは11点ですかね、確
認を私はしておりますが、そのときには以前からあった御嵩町特産品開発普及協議会のあり方
までは議論しませんでした。協議会の活動状況、ええもん審査委員会とのかかわり合い方、
協議会の今後のあり方を含めて御答弁をよろしくお願ひします。

最後になりますが、御嵩町の観光施策、にぎわいづくりのヒントになり得る観光客数のデー
タ作成はできないか、お伺ひします。

御嵩町では、公表しているデータは鬼岩公園とみたけの森の2カ所の数値しかありません。
昭和52年度の日帰り宿泊数の合計40万5,000人から平成23年度の5万6,000人で単純に8分の1
になっておりますが、県では毎年、観光入り込み客統計調査をしており、全体の観光入り込み

数や、地域別、男女別、利用交通機関別等々の観点から数値を把握しており、それは観光消費額や経済波及効果の試算にまで及びます。この数値がどれだけの信頼性があるのか、またどれだけの予算が要るのか私としてはわかりませんが、データとして数値がわかれば、これからの観光施策の参考になりますし、御嵩町のにぎわいづくりのヒントになります。また、先ほど申しました活性化委員会なり住民会議なり、協働でのまちづくりの有力な資料になると考えますが、いかがでしょうか。御答弁のほうをよろしくお願いします。

最初に申し上げましたように自分のことは棚に上げてですが、何かイベント、集会、共同作業等、いろいろなことをやっても人が集まってきてくれない悩みは重々承知しておりますが、誰かが何かを御嵩町のために、住民のために始めなければなりません。ぜひ前向きな御答弁を希望します。町長の施政方針でも、名鉄問題のところで、ワーキンググループを多く立ち上げて、そこでワイワイガヤガヤと話し合えるあれができたらいいなということが書いてありました。まちづくりのほうでもやっぱり、ふるさと検討委員会、まちづくり検討委員会、それから条例とか指針とかつくるときには立ち上げて人数は集まりますが、ふだん御嵩町全体のまちづくりを考えていく上で、そういうワイワイガヤガヤ会議、よそではワイワイ会議とかガヤガヤ会議とかいって、みんなで話し合えるワーキンググループがたくさんできたら本当にいいと思っておりますので、そこら辺も踏まえてよろしく御答弁のほうをお願いします。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、高山議員のまちづくり、にぎわいづくりに関する1つ目の御質問である、新たな協議会設立か、現在のみたけ地域活性化委員会の活性化、人づくりに関しての御質問にお答えをしたいと思います。

本町では、平成18年3月に策定した第4次総合計画に中山道の再生を進めるまちづくりプログラムを掲げ、平成20年に御嶽宿地域再生構想策定後、御嶽宿の再生に取り組むべく岐阜県よりまちづくり支援チームの派遣をいただき、チームのアドバイスを受けながら地元住民、東濃高校や東濃実業高校の生徒、日本福祉大学の学生が何度もワークショップを開催し、御嶽宿の景観づくりの指針をまとめました。この指針に沿って、住民有志が中心となって立ち上げたみたけ地域活性化委員会が手づくりの景観修景に取り組んできております。

現在までに取り組んできた景観修景の具体的な内容は、今定例会での施政方針で町長が触れられましたし、高山議員もその中心的なメンバーの一人として携わってこられましたので、ここでは省かせていただきますが、この数年間の取り組みは来訪者から非常に評判もよく、私が2年前に中山道往来でバスの添乗員をした折にも、このよさを知人、友人にぜひ紹介したいと

いう話を直接伺っております。また平成23年度には、景観づくりの継続的な取り組みが評価されて、みたけ地域活性化委員会が社団法人日本経営協会の主催する活力協働まちづくり推進団体表彰において準グランプリを受賞されました。こうした経緯を見ますと、御嶽宿のにぎわいづくりにみたけ地域活性化委員会が果たしてきた役割が非常に大きかったことが改めて認識されます。

先ほど高山議員の最近の活動に参加される委員の数が数名であるという指摘は、私の個人的な意見としましては、当初景観指針として掲げた目標が徐々に具体的な形となって達成でき、評価もよかったことや、また取り組みの中で新たにできた施設や具体的な物づくりでの活動が忙しくて、メンバーが委員会の活動から遠ざかっていったのではないかという印象も持っております。これは言いかえれば、御嶽宿という畑に種をまいたことで幾つかの種から芽が出てきたと、今後はその芽が枯れずに花が咲くよう中心的な役割を担っていってもらう人づくりもできつつあるということで、まちづくり課が目指す住民による自主的なまちづくり活動への発展として捉えることができるのではないかと感じております。

なお、今後のみたけ地域活性化委員会の活性化につきましては、御嶽宿と伏見宿が「明日の宝もの」から昇格し「岐阜の宝もの」として新たに認定されたことを契機に、2つの宿を一体感を持たせた、人を呼べる魅力なゾーンとしたいとの町長の構想があります。この構想の中で、既に今定例会に上程している24年度補正予算には、商工会関係者や活性化委員会関係者から幾度となく口頭で要望されていた、御嶽宿でのイベントなどをぜひ21号バイパスを単に通過するだけの来訪者に向けて情報発信しアピールをしたいとか、来たいなと思っても御嶽宿の位置がわからず、一体バイパスのどこで曲がればいいのか標示がないなどの具体的な御提案を考慮しまして、今回、旧まちづくり交付金という有利な財源を活用した面整備事業の中で、ポケットパークと附帯する案内掲示板を設置することにしております。こうした方々のような熱心な意見や具体的な提案を活発に出していただける方で、町長の構想の具現化にぜひ協力したいという思いのある方を公募して、もちろん引き続き協力していただける方は残っていただいて、充実した委員会構成にしていきたいと思っております。

なお、委員会の再編の時期や名称については今後具体的に詰めてまいります。高山議員におかれましては引き続き御協力をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に2つ目の質問である、みたけのええもん特産品づくりの進捗状況についてお答えいたします。

みたけのええもん認定制度につきましては、本定例会開催に当たって町長の挨拶でも触れましたとおり、既存の商品、また新たに開発した商品を御嵩町が自慢できる商品として認定し、

行政としても広くPRすることにより、来訪者の増加、地域経済の活性化、まちのにぎわいづくりにつなげる目的で、昨年4月より制度の運用を始めました。

24年度につきましては、条例に基づき、幅広い分野より8名の方に審査委員をお願いし、日本福祉大学の朝日敏行先生を委員長として認定基準や審査方法について御協議いただき、議員御承知のとおり昨年暮れより、本年度は菓子類、飲料、加工食品等々、食品等について2月2日まで募集をさせていただきました。その結果、11点の認定申請が提出され、2月24日に開催された環境フェアの会場において、来場された方に紹介するとともに、簡単なアンケート調査も実施しています。初めての試みに、募集を依頼した当初はどれだけの応募があるのか不安な状況下でありましたが、11点もの応募があったことは、御嵩町のまちづくり、活性化に向けた取り組みに大きな関心を持ち、また協力的な団体、商店が多いということで、安堵の気持ちと、心より感謝を申し上げたいと思っております。

2月26日には審査委員会を開催され、出店者から応募商品についてプレゼンテーションを受けるとともに、委員の皆さんに試食を行っていただくなど、認定について審査をしていただいております。審査に当たっては、商品のコンセプト、独自性、信頼性、市場性、PR性などを観点とされ、審査委員からは、定例会冒頭の町長の挨拶のとおり、数点の商品について「認定すべきもの」という報告を受けており、現在、認定に向けた内部手続を行っているところでございます。また、申請いただいたものは全て素晴らしいものであり、今回の審査委員会で認定に届かなかった商品につきましても、もう一工夫されれば十分認定に値するものばかりであると報告を受けており、引き続きブラッシュアップに御尽力をお願いしたいと思っております。

また、正式に認定した後は、町ホームページへ掲載を初め、町内外の各種イベントにおけるPR等、認定制度そのものの周知も図りながら、まちの活性化に結びつけてまいりたいと思っております。

なお、高山議員御質問の御嵩町特産品開発普及協議会との関係についてであります。協議会の名称には「特産品開発」とありますが、特産品開発部分はみたけのええもんの認定制度に委ね、今後は、認定されました関係者にも協議会に参画していただくなどの組織改編も含め、みたけのええもん普及啓発活動にシフトしていく予定でございますので、よろしく願いをいたします。

最後に、本町の観光客数のデータ作成に関する御質問にお答えしたいと思います。

最初に、高山議員が先ほど上げられました、町ホームページの御嵩町統計書に張りつけてある観光客数の推移のデータについて補足説明をさせていただきます。

平成23年度の5万6,000人というのは、鬼岩公園とみたけの森の2つの施設に年間に訪れた観光客の数であります。毎年町が県に御嵩町観光客数として報告している客数は、統計上観光

客をカウントすべき施設として、本町では、この2施設だけでなく、町内6つのゴルフ場及び中山道みたけ館、B&G海洋センターの2つの町の施設の合計10施設と、行事・イベントの参加者として、薬師祭礼とよつてりゃあ夏祭りの2つの参加者を含めて年間観光客として報告をしており、平成23年度については47万43人と報告をしております。

県に報告する観光客数は、道の駅や大型商業施設などもカウントする施設に指定することができ、自治体によってカウントする施設、地点が異なっております。本町においても、10年スパンなど長期では若干対象とする施設も変化しております。統計上の数値ですので、はかる施設を変更しないで長期間定点観測をすれば、変動要因がより明確になると考えております。したがって、今後、ホームページの観光客数は県に報告した数値を掲載し、年間の経緯を比較しやすいようにしていきたいと思っております。

また、観光客来訪促進事業として、この2月、3月に日帰りモニターバスツアーを実施するなど御嵩町の魅力発信に努めておりますし、先ほど述べたように、24年度補正予算には、ポケットパークをつくり、ここに掲示板を設置して御嶽宿などのイベント情報を発信していきます。また25年度当初予算には、「FMらら」で新規に雇用したスタッフによるまちの魅力を満載した情報番組を作成し、積極的に御嵩町の情報発信をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で御質問への回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

私の思っておりました御回答をおおむねしていただきましたので満足ですが、活性化委員会のほうも、時期は別としましても、活性化に向けて再編をしていくという御回答がいただけましたので、ぜひそれに沿ってこの先を進んでいただきたいと思っております。

それと、にぎわいづくり、協働について1つちょっと関連でお聞きしますけれども、私個人的な考えといたしましては、自治会をもう少し活性化させればいいなという思いが実はあります。それと、各自治会単位のほうで、若者の御嵩町に対してのにぎわいづくりでやっておられるグループもあるようです。そこら辺に関してもう少しスポットライトを当ててもらって、御嵩町民の方に周知していただき、利用など、ここで言うのもなんですけども、私たちの隣町の長岡のところでも1つ実は活性化のためにやっておりますし、この間の中公のイベントでも南山の方が1つ出店を出してしまして、活性化に対しては大変高い見識とバイタリティーのある若者がたくさんおられるようですが、そこら辺をひとつやっていくという方法は考えていた

だけないですか。部長、どうですか。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

過去にも御嶽宿周辺の自治会に対しましては、集まっていたいて、町として御嶽宿をどうしていくかというイメージを説明させていただいたこともありますので、今後もこの委員会だけではなくて、隣接するそこに含まれる自治会に対しても、町の方針等を説明して理解と協力を得ていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[1番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

ありがとうございます。

先ほどの町長のワーキンググループのお話でも、やはりワイワイガヤガヤと町民の方が思いつきでお話しされることを行政側でも私たちでも聞いて、いろんなにぎわいづくりの実現ができるように私たちもやっていきたいと思っておりますし、行政のほうもぜひこれからも、県の御支援もだんだん少なくなっていくそうなので、県の御支援をいただいてきたものには私が以前質問したピオトープの件もありますし、その後どうするかということが御嵩町の今後の課題でもありますので、ぜひ頑張ってやっていってほしいです。済みません、これはお願いです。

以上で2問目の質問を終わらせていただきます。

それでは3つ目の質問に移ります。

今定例会で丹羽教育長が御退任されるということで、平成15年渡邊町政発足以来、平成19年の第2回定例会で全会一致で教育委員に同意され、教育長になられたわけですが、それから6月22日の教育委員会で承認されて教育長2期約6年、大変御苦労さまでございました。先ほどの大沢議員の質問も、私の後の伊崎議員の質問も教育長さんの御答弁の当番があるように聞いておりますけれども、定例会最終日には退任の挨拶の時間が議長よりお許しが出ると思いますが、また所管が違う私がお聞きするのも変だとも思いましたが、個人的にも教育長には議員になる前のまちなにぎわいづくりのイベント実施に対しまして御理解をいただいておりますし、6年間の長きにわたり、いじめ問題や体罰問題、不登校問題等々、多くの大変難しい問題を抱えている渦中に学校教育を支えてくださり、感謝いたします。

御嵩町民のため、また私たち議員の向学のため、御嵩町学校教育と、教育委員会の現状と課題など、退任に当たっての所信をお伺いいたします。3月のうちには、初日に私たち教育委員

を信任いたしましてお2方、平井さんと高木さんが教育委員会になられまして、これから引き継ぎ等いろいろとあると思いますが、この話はあちらこちらでお話しすることだと思っておりますが、6年間、長きにわたってのその思いとか、ざっくりな質問で申しわけありませんが、ひとつ教育長、御答弁をよろしくお願いします。

議長（谷口鈴男君）

教育長 丹羽一仁君。

教育長（丹羽一仁君）

議員には、みたけスポーツ・文化倶楽部の立ち上げと、その後の充実というようなことで大変な御尽力をいただいております、心から感謝を申し上げたいと思います。

学校教育につきましては、児童・生徒の育ちぐあいとか、学校の先生方の指導の状況とか、あるいは備品がどうだとか、あるいは校舎の状況がどうだとかというようなこと、いろいろな面があるわけですがけれども、私は児童・生徒の現状と課題というようなことを中心に述べさせていただきますので、ひとつよろしく願い申し上げます。校種別に述べさせていただきます。

まず小学校の学習面からのお話を申し上げますと、全般的に学習に真面目に取り組む児童が多いというふうに判断しておりますし、聞く・話す等の学び方の基本が身につけてきているというふうに捉えています。基礎的、基本的な学力の定着というものが大事にされ、図られてきています。けれど、これにつきましてはやはり個人差があるということもあるわけですし、学年差というの、特に人数の少ないところではそういったものが見られるというふうに判断しております。読書に取り組む児童が非常に多くなってきているということで、これは「ソウゾウ力」、物事を新しく生み出していくという意味での創造力、それから頭の中にイメージを豊かに浮かべるといった意味での想像力等を身につける上で大変役に立ってきているというふうに思っております。ただし、家庭学習への取り組み姿勢につきましては、県の学習状況調査の記事等もお読みになっておられるとおりでありますが、弱さが見られるというふうに思っております、どの学校もこのことは課題にして取り組んでいるということでございますし、今後も課題にしなければならないことだというふうに思っております。

生活面では、これまた共通しているのは、とても明るくて素直な児童が多いと。高学年の児童が低学年の児童に優しく指導したり援助をしている姿、こういうものをよく耳にしています。規律や約束を大切に生活できるようにも判断しています。しかし一方で、仲間の傷つくような言動、それから自分で判断して行動を決定していくというようなことについては苦手としているなというふうに思っております、今後もこういった面についての粘り強い指導を重ねていくということが必要だなというふうに思っております。

3つ目、健康面では、何といたしまして、議員御承知のとおりでございますけれども、歯と口の健康づくりが3校で進められておりまして、よく身についてきているなというふうに思っております。また、休み時間には運動に進んで取り組む児童が結構多いというふうに思っております。これは仲間と仲よくするというような仲間づくりの面からも、もちろん健康づくりという面からも役に立っているなというふうに思っております。御存じ「チャレンジ in 岐阜」というのが小学校の子供を対象に行われてきているわけですが、これにつきましても御嵩町の学校、取り組む児童が結構多くあるということで、成績もいい成績を上げておりまして、大変頼もしく受けとめているところでございます。しかし、運動を好きかどうかというようなことにつきましては、ちょっと前からというより、かなり前からなんですけれども、二極化という現象があらわれているということは現在もまだ続いているなというふうに思っております。そういうことも含めて体力の一層の向上策ということについては今後も検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

次に、中学校の学習面に移りたいと思っておりますけれども、これまた課題に対して、集中して、落ちついて、丁寧に取り組んでいくと、そういう姿を学校訪問したたびに感じ取っております。また学習活動においても、教え合い、あるいはグループでの学習、ペア学習といって2人でやる学習なんかもあるわけですが、そういったものについても意欲的に取り組んでいるなと、進めているなというふうに思っております。基礎的、基本的な学力の定着につきましては、やはりこれも小学校同様ですが、個人差、それから学年差というようなものがやっぱり見られるということで、特に中学校、TT、2人の先生で授業をやる、あるいは少人数指導というようなことで、2つの学級に分けて指導するというようなことの充実に努めているところであります。家庭学習につきましては、これもまた小学校と同じようにやっぱり個人差があるということでありまして、小学校のときからやっぱり家庭学習の習慣が身につけていないと、中学校でいきなり家庭学習ということを考えても無理であるというようなことを考えまして、小学校との連携、それから家庭がそういう雰囲気づくりができていくかどうかというようなことを含めて、さらに家庭との連携というようなことを一層進めていかなければならないというふうに感じております。

生活面につきましては、これもまた落ちついて生活できる生徒が多いと。全くそういう生徒ばかりだとは申し上げられませんが、多いと。安定した学校生活が生み出しているというふうに判断していますし、お感じになっておっただけのだろうと思っておりますけれども、地域行事に参加する生徒、そういう姿が多く見られると。それから挨拶が非常に多いという学校、そして非常に多くなってきているというようなことを考えたり、丁寧な清掃活動、以前、荒れていたときには、その場に座って雑巾を身の前で動かしている程度、中には雑巾を投げる、掃

除を全然しないというようなこともかつてはあったわけですが、本当に丁寧に掃除ができていたというようなことを考えたときに、周りとのつながりというのを大切にしなければいけないというような姿につながってきていて、社会性というものの確かな成長を感じてきています。けれども、小学校と同じように、心ない言動や自分で考えて行動することを苦手とする姿等が見られまして、小学校と共通する部分であるだけに、指導の困難さ、なかなか難しい問題だなというふうに考えております。何といたしても生徒ですから、生徒みずからがそういうことを高めていく必要があるというようなことで、課題意識を持って、取り組みを生徒自身が工夫するというようなこと、小学校と中学校との連携、家庭との連携を図りながら、一層さらに充実に努めていく必要があるということは現在も感じているところであります。

健康面に移りますと、運動習慣が1日に1時間以上、しかも、ほぼ毎日するという生徒の割合が非常に多くなります。これは県や国のそれを上回っているというような結果を把握しています。小学校の運動量に対して、中学校は部活動があるというようなことで、非常にふえてきているなというふうに判断をしています。そうではあるんですけど、部分的に見ますと、柔軟性、あるいは投力というようなことについてはまだまだ課題があるなということを思っておりますので、これは体育等の時間も含めて学校体育の一層の充実に努めていく必要があるというふうに考えております。

2点目の教育委員会の件につきましては、教育委員会の現状と課題についてお答えしたいと思いますが、この件につきましては、9月の第3回定例会で柳生千明議員が御質問いただいたことについてお答えした部分と重複する部分があるということで、ひとつ御勘弁をいただきたいなというふうに思っております。

教育委員会は、そのときにもお話し申し上げましたが、地方教育行政の組織と運営に関する法律で第23条に19の職務が当てられているわけですが、そういった職務を本当に充実した形で進めていくということの大もとは、教育委員会会議の充実ということが不可欠であるというふうにそのときにもお話し申し上げておりますが、現在もそう思っております。

そのために、会議とは別に教育委員さんたちは、町長、民生文教常任委員会、あるいは校長会、教職員との懇談、外部機関、今年度は上之郷小学校を1つの外部機関、それから御高の公民館を1つの外部機関として移動教育委員会というのを開催したわけですし、先ほどの教職員の懇談というのは、向陽中学校の若手の先生方との懇談というようなことで進めてまいりました。そういう中で、教育への思い、願いというようなものを町長さんを中心にお伺いしながら、課題の把握に努めてきたということでございますし、10月には学校訪問を行い、また11月には3中学校別に進めています小中交流会に出席して、現在進めております学力向上推進事業の進捗状況の把握をしてまいりました。

さらに一方、研修の面では、地区や県での研修会が幾つかあるわけですが、こういったものに出るのはもとよりですが、教育行政視察というものを実施して、今年度は富山県の舟橋村、それから高山市へ出かけて、先進的な事業の内容とその進め方というようなことについて学んでまいりました。こうして捉えてきました情報を会議に生かして、会議と会議、1回目の会議、2回目の会議、3回目の会議というその会議と会議、それから会議と事業というようなことについてのつながり、さらにはそこに創造が生み出せるように努めてきたということでございます。

こうして得た情報や、さらに教育委員がそれぞれに学校や地域の行事等に参加をして得た情報は、これは大変多いわけですが、定例会では検討し切れないぐらいだということでございます。御嵩町学校教育の今後のことを考えたときに、そういったところで捉えた情報というのは極めて大事なもののばかりであるということで、さらに見通しのある解決策というものを工夫していく必要があるというふうに思っております。

以上、御質問いただきましたことについてお答えさせていただきました。本当にありがとうございました。今後ともぜひ教育に熱い思いをお寄せ続けていただきますようお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

〔1番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

丹羽教育長、本当にいろいろと御指導ありがとうございました。今後は新たな教育長さんにいろいろなこういう面を引き継いでいただきまして、御嵩町教育行政がさらにいいものになるようにお願いします。

御嵩町は歯と口の健康づくりのあれで条例を今回上程しておりますが、御嵩町の各小学校、中学校の特色づくりが1つずつでき上がってきたのかなという気もします。防災に関しましても上小が一生懸命やっておられるとか、各学校は歯の健康と口の健康に対して皆さん一生懸命やっておられるということで、進む道も少しずつ決まってきたかなという感がありますが、また国のほうでは政権が先年に変わりました、民主党から自民党に。教育再生会議なるものが今まきに行われておりまして、いろいろな教育改革がこれから行われていくと思います。そのことの対応もしっかりとして、教育行政を皆さんでやっていていただいて、私たち議員も一生懸命やっていきますので、ひとつよろしくをお願いします。

これもちまして私の一般質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで高山由行君の一般質問を終わります。

続きまして、8番 伊崎公介君。一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可いたします。

8番（伊崎公介君）

それでは許可をいただきましたので、私から2点質問させていただきます。

また、ちょっとお昼の時間が待ち遠しいという時間帯になりましたので、なるべく簡潔・明瞭に早く済ませていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず御嵩町に見合った教育のあり方ということで、今回退職されるという丹羽教育長にお願いしておりますが、丹羽教育長には、私とともに歩いたなんて言ったら失礼ですが、私を引っ張ってともに歩かせていただいたというように思っております、独特の語り口調がこれから聞けないとなると少し寂しい思いがしますが、これからも御嵩町の教育について見守っていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは質問に移りますが、私たち総務建設産業常任委員会は11月に神奈川県秦野市へ視察に訪れました。そこで公共施設の再配置計画についての研修を受けてきました。昨年度の西宮市の被災者支援システムに続き、一行政マンの熱烈な一念発起による公共施設白書の作成と、その結果の集約による再配置計画というものを研修しまして、これは本当に真剣に考えていかなければいけないというように痛切に感じさせられました。

また、人口増加に伴って建設を進めてきた公共施設なんですが、近い将来、これは今まで岡本議員、それから高山議員も質問されていましたが、それと同様に、一斉に更新時期を迎える。それと時期を合わせるように人口減少、少子・高齢化が進むということで、必要性の高い施設まで維持が難しくなるであろうということで、そういう事態を避けなければいけないということを痛切に感じさせられました。

でもここで、将来を担ってくれる子供たちの教育というもの、これはコスト計算だけで判断するのは非常に危険であるとは思いますが、限られた財源の中でよりよい教育を目指すというためにも、将来の展望を持って、計画的な独自の教育方針を確立した上で、小・中学校の再配置は避けて通れないことと思われまます。

各自治体、いろんな自治体でこの問題、真剣に取り組んでおりますが、可児市ではE d u c e 9というのを平成14年に展開して、また平成23年度7月より可児市学校規模適正化検討委員会が、事務局を教育委員会に置いて、8名の委員によって8回の審議を経て、平成24年7月付で可児市学校規模適正化提言書を提出されました。その内容ですが、1クラスの人数は30人から35人で、小学校は1学年3から4学級、中学校は4から6学級ぐらいが可児市としては適正ではないかというような提言がなされたようですが、24年の御嵩町の小学生の総数が985人、

中学校の総数が509人でありますから、これは可児市の再配置と同様に考えるわけにはいかないとと思いますが、10年前である14年と比較して小学生が22.7%減少しておる、それから中学生が35.3%減少しておるといふところから見て、これからも増加する傾向というものは見られないということからすると、将来を見据えて再配置というものは避けて通るわけにはいかないのではないかと思ひます。

ただ、やっぱり各地域に学校があるといふのは本当にそれぞれの地域の心の支えであると思ひますし、それから母校がなくなるという寂しさといふものは非常に大きなものがあると思ひますので、簡単に統廃合といふわけにはいかないかもしれませんが、それであるならば、小学校といふものはそのまま残して、中学校ですね、上之郷中学校は現在38名、向陽中学校314名、共和中学校157名といふ、これはちょっと人数的にもう少し平均化されてもいいのかなといふような人数ですし、この3校、教育長が今高山議員の質問に答えられたように、非常にいい教育がなされており、確かにいい子がそろっているといふように思ひますし、それには教育長以下教育委員会の皆様、あるいは各小・中学校の校長以下教員の皆さん方の御努力があると思ひますが、そうした中で、上之郷中学校が1学年10名足らずといふので、それと、9年間この10名といふ同じメンバーで過ごすといふことで、それぞれの立ち位置が固定されているといふような懸念もありますし、小学校を卒業したときに違ふ生徒と交流するチャンスがあつてもいいのではないかと思ひます。

それぞれ3校に特色があり、よい面が多いと思ひます。そのよい面を生かして、より改善するために、御嵩町独自の方策があつてもいいと思ひます。

そこで教育長に2点お伺ひしたいと思ひますが、1つ、この3つの中学校を教育長としてどのように評価されているか。これは高山議員に答えられたこと以外で、どういふふうに評価されているかといふことがあれば、お伺ひしたいと思ひます。それから、その評価を次に生かすために再配置を含めた方策があればお伺ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長（谷口鈴男君）

教育長 丹羽一仁君。

教育長（丹羽一仁君）

3つの中学校の評価といふことでございますけれども、3校が共通してのよい面は先ほど高山議員さんのところでも御答弁させていただきましたので、ここでは3校それぞれ、別々の教育計画に記述している内容をもとにしてお答えさせていただきたいと思っております。なお、校名は何々中学校、何々中学校といふ固有名詞は省かせていただきたいと思ひますが、よろしゅうございますでしょうか。

まずA校ですが、学習面では、これまた先ほどのことと同じですけれども、非常に前向きに

作業学習や課題解決学習に取り組む姿勢が見られて、複数の学年で基礎的、基本的な学力がかなり高い状態で身につけているということでございます。また生活面では、仕事や課題に責任感と誠実さを持って取り組める生徒が多いと、そんな姿が多いというふうに見ております。明るく素直に生活ができ、指導を前向きに受けとめられるよさというものを感じています。健康面では、部活動を通して、体力を含みチームワーク、社会性の向上が図れているというふうに判断しています。

次にB校ですが、これまた学習面では、集中して学習に取り組める姿が多く、さまざまな学習活動も意欲的に進めています。基礎的、基本的な学力の定着も、先ほど申しあげましたけれども、個人差はありますが、学習状況調査、これは非常に限られた教科ですのでそれだけで結論づけることはできませんけれども、身につけている生徒がこれまた非常に多いというふうに判断しています。生活面では、ボランティア活動、あるいは地域活動に非常に多くの子が積極的に参加しているということでありまして、健康面では、体力面では全国平均を上回る部分もたくさんあるということございまして、持久力等の基礎体力という部分も身につけてきている子が多いというふうに捉えております。

最後にC校になりますけれども、これまた学習面では、落ちついた学習姿勢と課題追求への誠実な姿勢というものを私は強く受けとめています。生活面では、特に人権意識の高揚への取り組み、ここまで申し上げますとどこの学校とわかってしまいましたが、フラワー・ブラボー・コンクール等の活動に、あるいは小学校へ挨拶運動に中学生が出かけるというようなことを通して、豊かな心が培われてきているというふうに判断しています。また、ここも地域行事に積極的に参加するというので、たくさんの子供たちの姿を目にすることができます。ボランティア精神が高まってきているということを思っておりますし、健康面につきましても、部活動や体育的行事に非常に前向きに取り組んで、体力の維持向上に努めていると。

よさということございまして、よさを中心に3校について概略を述べさせていただきました。

次に生かすための方策ということでございますが、3中学校のよさの概要を今述べさせていただきました、こうしたよさをさらに伸ばすことと同時に、よさだけではなく、課題の改善、さらには、国や県等の求める児童・生徒の姿というのがあるわけでございますので、それを具現するというので、これまた御存じのとおりですけれども、御嵩町学校教育指導の方針と重点というのを毎年改定しながら策定をしています。これに基づいて学校教育を推進するというので、児童・生徒に、学習面、生活面、健康面、それぞれの面で期待する姿が生み出していけるという考えは持っています。

しかし、それだけではということで、現在、御嵩町では平成20年度をスタートにして学力向

上推進事業と、余り名前が知られていないようですけれども、学力向上推進事業ということで取り組んできております。学力というのをただ教科の面だけではなくて、「知」、先ほどのお話でいきますと学習面、それから「徳」、これは生活面という言葉在先ほど使わせていただきましたが、それから「体」、健康面という言葉在先ほど使わせていただきましたが、知・徳・体と、この3つの面が満遍なく育っていくということを期待している取り組みであります。よく、教科の力をつけるということで一生懸命取り組んだけれども、道徳性が壊れてしまった、生活が荒れたというようなことがあるわけでありまして、この3つを満遍なく身につけさせていくという取り組みが必要であるということで進めております。

この3つの学力を身につけさせるには、まず1つの柱として、学校の中での継続的な指導ということと、それから教職員の指導力のアップということ、学校の中ではこの2つが特に大事だというふうに思っておりますし、さらに小学校と中学校、すなわち校種による指導内容と指導方法の共有ということが極めて大事だなと思っております。現在、ちょっと余分な話になりますが、小学校は保育園、幼稚園と交流することを行っております、かなり情報、子供の情報、指導の情報というようなものが共有化されてきているということで、これは小・中以外のお話を申し上げたわけですけれども、大変ありがたいことだなというふうに思っております。

それから、今、校種による連携ということを申し上げます。2つ目でしたが、3つ目は、やはり家庭や地域との連携というものが大変重要であるということと、さらに、学力を向上していく主人公は誰かということと当然子供ですので、その子供たちにいかにやる気を持たせて具体的な方法を考えるかということが当然必要でございますので、この4点のあり方ということを追求しているということでもあります。

3中学校別に交流会を実施して、取り組みの計画、実践、そして見届けに取り組んでいますが、こういったことは各中学校のよさをさらに伸ばしていくことに私はつながっていくというふうに判断しております。来年度、25年度は、1つの学校を会場にして、町の全教職員が集まって交流会を持つという計画も今しております、この事業の一層の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。もちろん、2中学校区の交流会は今までどおり続けていくということでございます。

今年度、向陽中学校を会場にしての交流会に、多くの議員さん、地元の議員さんが御参加いただきまして大変心強く思っているわけですけれども、今後ともひとつそういった面でのお力添えを、また御意見をいただければ大変ありがたいことを思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

2つの御質問をいただく前に、学校の再配置もあり得るのではないかなというふうなお言葉がありました。御質問の内容ではなかったというふうに思っておりますけれども、そういうお言

葉がありましたので、特に御心配をいただいています上之郷中学校について触れさせていただきたいということを思います。よろしく申し上げます。

上之郷中学校の生徒数は現在38名であります。来年度以降、平成35年度までは40名から50名弱と、私が調べたところではいきますと49という数字であったようですけれども、50名弱で推移していくというふうに捉えています。いずれにせよ、少人数の学校であることには変わりありません。

少人数により、人間関係の固定化、選択できない部活動、専門的な指導が受けられない等、そういった懸念が語られていますけれども、学校ではこういったことについてさまざまな努力をしています。人間関係づくりについては、少人数であるということを利用して、起きた問題を腹に落ちるまでじっくり時間をかけて考えさせて、そして問題解決力や人間関係力の育成をしようということを進めているというふうに思っております。部活動はバレー部のみですが、苦手な生徒も含み皆で取り組むということで、和の心、あるいはタフな精神というものを養うことに努めているということでございます。専門的な指導については確かにそのとおりですが、非常勤講師の配属、前年度、伊崎議員さんには大変お力添えをいただいたわけですが、専門的な非常勤講師の配属を求めながら緩和を図っていききたいということでございまして、教育委員会も教育事務所と協力をしながら、そういう方向で進めていきたいということを思っております。

全生徒が各種の役割を果たさなければならないことは、逆に体験が多くなるということで、学校では、個人個人が活用する中身、そういった中身の引き出しが多くなるという言葉を使って判断をしています。また、学力も総じて高いというふうに捉えております。こうしていきますと、少人数学校にもデメリットは当然考えられますが、逆にメリットもあるというふうに判断をしています。また、保護者や地域の学校への関心は強くて、PTAの各種事業への出席率等も非常に高いというふうに聞いていますし、公民館や自治会、触五山会、文化活動の実践者、商工会等による理解、協力も極めて大きいという状況であるというふうにこれもお聞きしております。

かなり昔のことになりますが、統合問題が話題になり、町内の話し合いに参加しました。統合のほうがいいのではと私なりの理由で発言をしましたところ、大変大声で否定されたことを今も思い出します。住民感情というものもありまじょうが、過疎化を心配しての否定でもあったのではないかとこのように思っています。将来のまちづくりという観点からも、この問題については特に熟慮が必要だというふうに判断をしております。今後も大所高所からの御指導やお力添えをよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

[8 番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

ありがとうございました。

確かに上之郷中学校の生徒は、私も数年間ちょっとお邪魔して指導させていただいていますが、確かにいろんな行事に自分が主役として出ていかなければいけないということで、普通大きな学校だったら「私は」といって隠れているような子でも、出ていかざるを得ないというところから積極性も出てきますし、それから小人数であるがために、ちょっとみんなで一緒にやっついこまいといったときに協働してやってくれる。そういうよさはあると思いますが、それであるならば、現在のところ500人余の中学校なんです、上之郷中学校と向陽中学校でいくと上之郷中学校は10%強というような人数ですから、これを均等化して、本当にそれぞれ生徒一人一人が生き生きと過ごせるような学校をつくり出していくとか、何らかの方法があるのではないかと思います、今ここでそんな結論を出すことは無理だと思いますが、そんな方法もあるのではないかと思いますので、その辺の検討ですね、教育長はこれで退職されるわけですから、次のところに引き継いでいっていただきたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

伊崎議員、お願いがございしますが、時間ですので第2問目の問題は午後にとということで了解をいただければと思いますが、どうでしょうか。

8番（伊崎公介君）

はい、わかりました。皆さんのお昼を奪ってはいけませんので、そうさせていただきます。

議長（谷口鈴男君）

それでは、御了解いただきましたので、暫時休憩をいたします。なお、伊崎議員につきましては、第2問目は午後に引き続き行いたいと思います。再開予定時刻を午後1時といたします。

午後0時08分 休憩

午後1時00分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開いたします。

午前に引き続きまして、伊崎公介君の質問を続けます。

8番（伊崎公介君）

それでは、午前中に引き続き質問をさせていただきます。

次に2番目の、御嵩町の平常時の放射線量の測定の必要性ということで質問させていただきます。

たいと思います。休憩を挟んでこの程度の質問だったかということにならんようにしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

2年前の3月11日に、東日本大震災に伴い、東京電力福島第一原発の事故が起きました。放射能汚染の被害が各地に広がっているのではないかと懸念に対し、当時、正確な放射線量の測定値が発表されなかったということで、被害の懸念が各地に広がりました。これは、被害というものがある程度わかっていたにもかかわらず、発表されなかったということが住民の不安をあおったと思われま

す。ただ、もしもの事故のときに急激に放射線量が報告されたとなると、住民はパニックになるということも十分考えられます。そこで、御嵩町では平常時から放射線量を測定しておくということも必要ではないかと思ひまして質問させていただきました。

もしも原発事故が起きたとき、あるいは近隣の国で核実験等を行っている、あるいは衛星のロケットだといいいながらミサイルではないかと思われる実験が行われているということで、こうした放射能の被害というものをもう少し幅広い形で想定しておかなければいけないのではないかと思うわけです。平常時の比較でその被害がどの程度かということが報告できるようにしておかないと、ふだんどのくらいで現在どれだけなのか、これは住民にとって危険なのかどうかということをしかりと示せる形で平常時から放射線量を測定していただきたいと思ひますので、よろしくをお願いします。

議長（谷口鈴男君）

副町長 瀨瀬久美君。

副町長（瀨瀬久美君）

それでは伊崎議員の、原発事故に備えた放射線量の測定についての質問にお答えをしたいと思います。

初めに、県内の広域的な放射線観測システムとしまして岐阜県環境放射線モニタリングシステムがあり、これは東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、都道府県における環境放射能水準の調査を強化することを目的で実施されております。このシステムは、放射性物質の飛来をいち早く察知するため、いわば火の見やぐらの的な役割を果たすとともに、人の行動エリアの健康影響に対する安心確保のため、常時、屋外の空間放射線レベルを定点監視するものであります。

このシステムは、県内に10基のモニタリングポストを設置し、常時監視しておりますが、御嵩町に近い観測地点は多治見市の東濃西部総合庁舎に設置をされており、平成23年10月20日から稼働しております。なお、県内の10基のモニタリングポストの観測数値はホームページで公開をされております。

それでは、町の対応について申し上げます。

御嵩町に最も近いモニタリングポストが多治見市にあるものの、距離的、地域特性などから、平常時の放射線量を測定しておくことが町民の皆さんの不安を軽減し、安心確保につながるため、放射線測定を実施していきたいと考えております。ただいたずらに不安をあおることなく、自然界でも放射線が放出されていることなどを理解し、測定数値を冷静に受けとめていただくことが重要と認識をしております。このような考え方にに基づき、測定数値の周知を図っていくことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

東濃西部総合庁舎に常時監視するモニタリングシステムがあるということで、それで、放射線測定ですね、これは町内で行うということなんですが、いつごろから行われるのか教えてください。

議長（谷口鈴男君）

副町長 瀨瀬久美君。

副町長（瀨瀬久美君）

それではお答えをしたいと思います。

いつからということではありますが、どこかの前の総理大臣は近いうちにというようなことを言っておったことがあると思いますが、近いうちにということ、それを表明してから100日後に解散をしたというようなことでありまして、現実的に言いますと、予算の確保といいますと次の定例会で補正ということになるかと思いますが、もう少し具体的に申し上げれば、予算の確保ができた時点から測定を行うということになります。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

8番 伊崎公介君。

8番（伊崎公介君）

それでは、6月定例会に補正予算で出てきて、それが議決され次第測定されるということでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

副町長 瀨瀬久美君。

副町長（瀨瀬久美君）

現在そういう予定でおりますが、予算の補正の議決につきまして御理解と御協力を切にお願いしたいというふうに思います。

[8 番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

8 番 伊崎公介君。

8 番（伊崎公介君）

わかりました。それじゃあよろしくお願いします。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで伊崎公介君の一般質問を終わります。

続きまして、12番 佐谷時繁君。

12 番（佐谷時繁君）

議長のお許しをいただきました。質問をさせていただきます。

御嵩町の将来に向かってなすべきこと、大上段に構えたような、ちょっと大げさかなというようにことだとは思いますが、そんな熱い思いを持ってこれから質問をさせていただきたいと思っております。

私は、基本的にはまちづくり、我がまちにおいてですけれども、基本的な考え方は人口増だと思っています。今、限りなく2万人を切っておりまして、大変人口が減少傾向にあります。そうした中で、何としても人口をふやす政策、これは日本の国全体が人口が減っているという現状でありますけれども、その中でも我がまちはそうじゃないよと、こういうまちづくりをすれば多くの皆様方が住んでいただき、喜々とした生活をできるんですよというようなことを何としてもこのまちでできればなというふうに思っています。そういう意味においては、私は規模的には、この人口の1万九千何がしかというのは非常にいいんじゃないかなというふうに思っております。よく、昔の言葉になりますが、「人は石垣、人は城」ということを言います。人材の育成を含めて、このまちの人口がふえることを切に望みまして、具体的に質問をさせていただきたいと思っております。

特に、人口が減る中で、上之郷地区について触れたいと思っております。

先般、御嵩町の交通安全協会の支部長会議がありましたけれども、そのときに上之郷の支部長さんの言葉で、「限りなく限界集落」という言葉が使われました。高齢化も御案内のように、御嵩町の平均よりも10%少々高いというふうに認識をしております。このまま放置しておきますと、ますます限界集落、あるいは人口減、そのことが、後で触れますけれども、学校の併合等々の話にもつながってくるということですので、何としても人口がふえるということを中心に質問をさせていただきたいと思っております。

大きな人口増という中でですけれども、その中で具体的に申し上げますと、上之郷の農協の跡地についてであります。大変広い面積でありますので、この使い勝手についてはいろいろな議論があると思いますけれども、何としても上之郷地域、ひいては御嵩町全体の活性化のために、この上之郷の1,000坪少々の土地を有効に使えないものかというような思いを持って今回の質問になっております。

町長の施政方針の中でも、このことについてはかなりの部分で触れておられますけれども、具体的な設計図も全員協議会のほうで示していただきました。私はこの設計図については、今後多くの皆さんの意見を聞きながら、軌道修正もあるかなというふうに勝手に理解しておりますけれども、何としても使い勝手のいいものをつくりたいという思いであります。このたび、3件だったと思いますが、地元から要望が出ております。これらの声も真摯に受けとめ、御嵩町の今と将来のために上之郷地域の農協跡地については有効利用ができないものかというふうに思っています。

よく私、上之郷地域にも知り合いがおりますし、顔を出しますが、こういうことをよく聞かれていますよね。中、御嵩は結構いろんなものを町がつくっているやないかと。ところが、上之郷は全然手つかずで、どんどんどんどん高齢化が進み、人口が減っているのに、行政としては何の手も施さないのかということを言われます。御案内だと思いますが、合併して半世紀以上たちますが、上之郷は全面積の半分以上を占めています。57.61平方キロメートルですね、我がまちの面積が。その中で半分近い面積を占めておりながら、人口はどんどん減ってきているという現状を考えたとき、私はこれに手をこまねいておくのは行政の怠慢だとさえ思っています。

先般、上之郷で、ある団体の方々が五十数名お集まりになったと思いますけれども、そこでの意見も、何としても上之郷をそういう閉塞感のあるまちから、手を差し伸べてもらいたいという切実な願いを耳にもいたしました。そんなことを考えたとき、ぜひこの土地については我々ができるだけ使い勝手のいいようなもの、ひいては御嵩町の今を踏まえた将来の発展のために有効利用できないものかというふうに思っております。

このことについては町長に質問をとということになっておりますので、私がぐだぐだ言うまでもなく、町長の思いは施政方針の中でも聞かせていただきましたけれども、より簡潔・明瞭に思いを述べていただければと思っておりますので、上之郷の発展のために、ひいては御嵩町の発展のために、上之郷の農協跡地の有効利用について御見解を再度賜りたいと思っております。

関連すると思いますけれども、上之郷の小学校、中学校の今後ということで出させていたでいます。

今までも議員の皆様方からこの問題について触れておられますし、教育長からも現状認識等々を聞かせていただきました。私は決して、子供が減ったから、それじゃあ統合しようか、

あるいは御嵩へ来たらどうだと、御嵩というのは御嵩小学校、向陽中学であります、そういう考えにはくみをしたくありません。物事にはある意味では対症療法等があると思うんですね。こういう現状があるから、それじゃあ仕方ないからこうしようというのと、こういう現実があるけれども、これを一步踏み越え、乗り越えようよというような考えもあってしかるべきだと私は思っておりますので、今回の上之郷の学校についてもそのような思いを持っておりますので、ここが成り立つような政策をやっていただければと思っております。これが私はまちづくりのある意味では基本だと思っておりますし、教育については、手前みそですが、大変熱い思いを持っているつもりです。そういう意味で、何としても上之郷の存続を考えた場合に、先ほど申し上げましたように、人口増をベースにした物の考え方でこの問題に取り組んでいただければというふうに思っております。

御嵩町の将来に向かってなすべきことということで、1番と2番、議長にお許しをいただいて、提出させていただいている分については以上のようなことで答弁を求めます。

それから3番目、4番目、5番目ということで、お手元のほうを見ていただければわかりますが、これは以前に伏見地区の早川議員のほうが質問された項目であります。

なぜこれを私は取り上げたかということ、先ほどもちらっと申し上げましたけれども、4地域がありますけれども、伏見も、私は伏見に先般食事会がありまして呼ばれて行ってまいりました。総勢で二十五、六名の地元の方がお見えになっていましたけれども、やはり伏見についても、御嵩、中はしっかりやっておるけれども、伏見はどうやのというような、ある意味では不満を込めたような御意見がありました。それから、私ども学校教育の関係で伏見の小学校へも伺いますけれども、伏見地区というのは多少、御嵩地区というか、中地区、上之郷と感性が違うような気がしました。限りなく可児市に近いのかなという感じがしておりますけれども、何としても一体化を持つためにも、伏見地区に対しても当然神経を使っていたいただいておりますけれども、その辺の住民の皆様の思いを払拭するような政策をしていただきたいということで、3番、4番、5番ですけれども、出させていただきました。

1番目ですけれども、伏見地区ボランティア団体との協力関係の構築ということでもあります。

これは早川議員が先ほど申し上げましたように質問された中身ですけれども、協働について次のように考えます。事業推進の段階からお互いの提案を検討し、お互いが協議の上、事業計画を確定し、お互いの役割分担で事業を推進する協働の精神であります。これは「お互い」というのが3回出ているので、ここところがキーワードかなというふうに思っております。

こうすることで、上之郷地区で一生懸命ボランティア活動をし、活性化に努めている人々の声を直接・間接にお聞きになって、上之郷地区、あるいは伏見地区が疎外感を持たないように政策をしていただきたいというのが今回の趣旨であります。

その次に出ておりますけれども、ロードサポーター制度についてということではありますが、これも御案内のように、ボランティア団体が行政とロードサポーター制度を契約し、一定の区間の清掃活動、あるいは草刈り作業を行うもので、行政は団体に対し、3年間、年3万円の支援金を支給するものであるという制度でありますけれども、こういうことの中で、実際やっておられる方にすると、飲み代、あるいは食事代、御存じだと思いますが、草刈りって割と刃が傷みやすいんですね。それらも全て自前でやっておるんで、何とかその辺の補助もしていただけんかという切実な願いでありまして、何としてもこれを一般質問で取り上げてくれというお話でしたので、この場で申し上げました。

それから、有償サポーター制度についてということではありますが、サポーター活動、あるいはボランティア活動をしたときに有償という制度があるようですけれども、これをもう少し充実して、新たな会員がふえるような制度に一步踏み込んでいただけないだろうかというような提案であります。

はしょって3点申し上げましたけれども、その根底にあるのは、何としても住民参加で協働の精神でこのまちづくりをやっていきたいと。町長もよく言ってみえると思いますが、まず最初は自助、それから共助、そして公助ということだと思います。

公助は、こういう財政事情もろもろ考えた場合に、最後に来てしかるべきだと思っています。ですけれども、精神的な面でサポートしていただく。物質的な、物理的に金を出すからどうだというのではなく、それはなかなか今の財政事情では難しい。そうした中で一步踏み込み、評価をしてあげる、感謝の気持ちをあらわす。「一緒に物を考えましょう」「あなた方も頑張っ
てね」というようなことを、頑張っただけの地元の方に対して言葉を投げかけるという
ようなこともぜひやっていただきたい。よく行政は「ああ、それはできないんです」と。なぜ
できないのかと言うと、「条例でできないんです」、あるいは「法的にできないんです」とい
うようなこと。あるいは一番多いのは予算ですね、「予算がありません」と、こういうのが回答
のようです。こういうことではなくて、そこのところについてはもう少し踏み込んで、住民の
方々の熱い思いを酌み、一步踏み込むということが大事かなというふうに思っています。

その根底にありますのは、財政的に当町も例外なくこれから苦しくなっていくと思います。例えば介護保険についても、国民健康保険についても赤字で一般会計から持ち出しをしなければもたないような状況のときに、我々が考えなければならないのは、行政に対する、あるいは議会に対する信頼だと思っています。町民の皆様にも信頼していただけるようなことを誠意を持ってやっていくということが、これから行政の立場、あるいは議員の立場としても最も大事ではないかというふうに思っています。

ちょっと総花的になりましたけれども、上之郷の公民館、あるいは上之郷小・中学校の懸案

事項、あるいは伏見地区がますます活性化するような政策の遂行について担当部局及び町長から答弁をいただきます。よろしく申し上げます。

議長（谷口鈴男君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

やっと御指名いただきましたので出てまいりました。

J Aの上之郷支店の跡地の有効利用という御質問であります。

まず、土地の取得というのは一つの手段であって、目的は町民の安心と安全であります。この取得について少し財政面からお話をしておきたいと思えます。

私はかつて、この本議場で議員から無能と言われたことがございます。分不相応な者が町長なぞになるから財政破綻に向かっていくんだということも言われました。当時、総務部長であった山田議員、この場で謝罪をされたというようなことがございます。全国の地方議会において、そのような発言をする議員というのはまずいないだろう、過去これから先にもないだろうと思えますので、大変ある意味社会人としての常識を疑った、そんなところがございます。

しかし、示された資料については本当に真剣に考えました。理解できないんです、シミュレーションそのものが。なぜ理解できないか。私は町長を1期でもうやめようと思うくらい真剣に悩みました。全て分析をしていきますと、何日も何日もとにかく、後で考えれば精神的な慰謝料を請求したいくらい本当に考えました。数字というのは大変恐ろしいもので、加減乗除の答えが合っていると、全くそれが正しいもののように思えてくる。ところが、最終的にわかりましたのは、予算も決算もまぜこぜのでたらめな一覧表がつくってあったということがわかりました。簡単に言えば、でたらめな紙だから理解ができないということがわかったということとであります。議員は財政面をそれ以降質問されたんですが、私には一切御指名がなかったと記憶をしております。

数字だけで言うならば、私が柳川前町長から引き継いだ基金というものがございます。少し数字を読み上げます。財政調整基金、私は平成19年4月に町長になっております。つまり平成18年度の終わりは平成19年3月31日ですので、その時点で確定した数字を申し上げますと、財政調整基金が3億8,300万円ほどであります。この財政調整基金を入れた基金の合計は13億7,100万円であります。この100万円、端数はございます。平成24年度、まさに今であります、補正予算を決めた際に確認をした数字ですので、基金を取り崩すということはこれ以降考えておりません。積み増すということはあるかと思えますが、1月末から2月10日ごろまでの確定した数字として財政調整基金が9億9,600万円、基金の総合計が20億9,200万円ということになります。数字だけで言えばです。

そのほかにも、開発公社の所有しておりましたあゆみ館の土地であるとか、駅前の駐車場であるとか、これは柳川前町長がお買いになったんですが、お金を払ったのは私です。また、町債の減少であるとか、土地開発基金でのバブル期に買い取ったような金額そのものの土地を、そのまま一般会計で買い戻して町の町有地としたと。こういう作業をしまいいりました。私の考える、いわゆるグリーゾーンにあるお金は全て明確に処理をしまいいりました。その上での基金の増額でありますので、私自身の費用対効果というのはかなりいい数字が出るのではないのかなと自負しているところではありますが、それによって実質公債費比率、これも25年度、これも仕組みを話し出しますと非常に時間がかかりますので仕組みは申しませんけれど、25年度には1桁、9.1%という状況になる想定がされております。

その上で、じゃあ、数字だけで言えば大変優秀だろうと、どうだという話になるわけですが、実は私は大変な疑問をずうっと感じておりました。あるべき施設がない状態でお金だけためていく、これは正しい税の使い方かという疑問であります。特殊事情のある御嵩町の首長として、大変な疑問を持ちながら、この数字とにらめっこをしてきたということでもあります。

今現在、民間企業が低賃金のまま内部留保資金というものをため込んでいるということに対して非常に批判がある。給料を全然上げずに、会社だけが貯金してお金を持っているということに対しての批判が非常に多くある。会社によっては給与を上げるという方向を示した会社もあるわけですが、まさにそのとおりではないのかなと思います。

その答えというのが実は、2年前といいますか、七ヶ浜のほうへ災害の視察に行った際に、私自身、見えてきたような気がします。七ヶ浜、きれいな砂浜でありました。また防風林の松の木も立派なものがありましたけれど、それを背に見たときに異様な光景を目の当たりにしたと。海を見るのは当たり前のことでしょうけれど、全くその逆を見て気がついたことが多くありました。団地がございましたけれど、下の段は一戸も家が建っていません。上段にはそのまま日常の生活をしておみえになる方がある。行政として考えなければいけないのは、たとえ大災害が起きたとしても、軽い被災の人のほうが圧倒的に多いということです。ということは、いかに日常を早く取り戻してあげるのかが我々の責任であります。そして、住む家も失ってしまうような方もお見えになるでしょう。そういう方々には、そういう方々に対しての手当てというものが手厚くどうできるかということが行政の仕事であり、議員の皆さんの考えていただくべきテーマであると思っております。

南海トラフ地震、大地震が発生する可能性が非常に高いということが言われております。しかし、この大震災以外にも、顔戸地区では現に5軒が陥没により被災をしまして、その夜から寝るところがないんです。また御指摘を受けました、被災者から。大切なものは仮住まいのほうへ持っていく、日用品は仮住まいのほうに持っていけるけど、家財道具は一体どこへ持って

いくんだという話もございました。これも被災してみなければわからない状況です。初めて気がついたことでもあります。

そういう意味では、JAめぐみの上之郷支店の跡地については購入した上で、そうした施設をやはりつくるべきであろうという考え方を固めたものであります。ほぼ七ヶ浜でそれを学ばせていただいた。特殊事情のある御嵩町としては、その位置というのは西か東しかありません。西については土地代も高いでしょうし、非常に開発されておりますので、なかなか行政としては手が出るような金額ではおさまらないだろうという見方をしております。たまたまそういう意味ではJAめぐみのあの跡地というのは、上之郷地区ですので単価もある程度抑えた形で入手できるのではないかという思いから、施政方針でも述べさせていただいたとおり、あらゆる意味でそうした施設を御嵩町として持つことは非常に大切ではないかということから、債務負担行為としての提案をさせていただいているところであります。

一番問題なのは、平生は無駄なような施設、災害時に使える施設、この平生をどう皆さんに有効に利用していただくか、このテーマのほうが私はもっと大きいと思います。財政的に言えば維持費等々もかかってきますけれど、今の御嵩町であるなら、そうした施設について持つことが財政的に非常に負担になっていくというふうには私自身考えておりませんので、地元の方々がどのように有効に利用していただくかに尽きると思いますので、ぜひその点についてはこれから、設計のほうもありますので、知恵を絞りながら、効果の上がる施設を設置していきたいというふうに思っております。上之郷のももちろん中心地でもありますので、このまま放置しておくということは町としても忍びがたいといいますか、残念なまちづくり、地域づくりになってくるかと思っておりますので、前向きに考えてまいりたいと思います。

後ほどいろんな質問もあるかもしれませんが、私の考え方としてはそうした考え方をしております。

次に、上之郷小・中学校についての御質問にお答えをいたします。

まず、非常に現象としてはじっくり考えなきゃいけない現象なんですけど、毎年、母子手帳というものを発給します。母子手帳を発給した数と小学校へ入学する児童の数が全然違うのが上之郷です。多分、本年度も母子手帳発給は10人を切る、1桁だろうと思います。学校へ上がるときにどうも帰ってくる方がかなりあるというのが、上之郷地区のこれまでの傾向であると。無水道地域を解消して、私はとにかく帰ってきてくれる人を大切にしたいんだと言っているのは、その部分であります。私も議員の当時に、母子手帳発給の数を1回調べたことがあります。そのときには8か9でしたので大騒ぎをした覚えがありますが、実際にその年度、その年の子供たちが小学校へ上がるときには15人を超えていたという現象が起きていますので、倍ぐらいになっていると。これは、入学を機に上之郷地区へ帰っておみえになるという方が多いと、

かなりあるという傾向だと思っています。

この問題については、私は拙速な議論は慎まなければいけないと思っております。例えば、先ほど伊崎議員もおっしゃっていましたが、御嵩の東部のほうを、上之郷小・中学校、校区、学校を変えましょうかという話になったときに、どんなハレーションが起きるか。とんでもないハレーションが多分起きるはずですが、それ以上に大変なのは統廃合である。ですから、まず地区外の議員さんは余りおっしゃらないほうがいいと私は思っておりますが、まず基本は地元であります。地元の方々がどう考えておられるのか、その議論をしていただくと。そういう議論の場が本当に必要なのかは、地元の議員さんがどうお考えになっているのかが一番大切なことではないのかなと。地元の議員さんは何が起きるにしても真正面から風をお受けになるわけですから、まずそうした議論に入るとするならば、既に統廃合という話がいきなり出てきた上での議論になってしまうということも考えられます。基本的にはそうした配慮をした上で、まずは私と地元の議員、3人の議員さんと、この件について議論を地域の方々でしていただくだけの必要性があるのかどうか、どう考えておられるのかについてはお伺いをしていこうと考えております。

これはなぜ慎重にかなければいけないかといいますと、現状での支障、考えられるものは何か。また優位性。先ほども少人数学校ということでの優位性、これは逆に言えば支障があるとお考えの方もあって、その逆に、とてもいいんだと言う方もおられます。

これは余談でありますけれど、柳川前町長が、こうした問題が上がったときに、この場でも答弁の中で言うておられると思いますけれど、少人数だから、因果関係はわからないけど、上之郷の子の大学進学率、偏差値は非常に高いと、そうおっしゃっておられたことを記憶しております。後追いで数値を確かめたわけではありませんけれど、国公立大学や一流大学へ進んでいる子は確かに上之郷は多いなというふうには思っております。これが因果関係として少人数だからということが言えるのかどうかはわかりませんが、今、御嵩町、御嵩小学校でも30人未満学級ということを実施しているわけですが、これについて成果が上がっているということもありますので、因果関係等々も慎重に分析していきたいというふうに思っております。

学校問題というのは、まちづくりであり、地域づくりの基本中の基本であるという考え方をしております。先ほどの財政の話じゃありませんけれど、数字だけを追うとしたら、それはこの学校経営については若干違うと考えております。地域のいわゆる疲弊を助長させないような方法をとっていく、これが私の方針であります。これまでも、現段階でも、上之郷小・中学校については保育園も含めて統廃合は私は考えたことはありません。法的な部分について研究したことはございませんが、人件費など、これは県が担っておられる部分が非常に多いわけですが、少なくなったから何とかせよという話も一度もお伺いしたとはございません。

私は、6・3制ではなくて、通年の9年制でどうだろうというような考え方で今御嵩の小・中学校については進めていこうとしているわけですが、これも法的な根拠云々について調査したわけではありませんけれど、やはりいじめ問題等々についても、そうした教育の方針をとっていくことによって、6・3ではなく9年通年という考え方で、呼び方はどういうふうでもいいんですが、アイデアとして考えてみたらどうかと。ということは、あくまでも上之郷地区でも、ネガティブな意味でなくポジティブに、決して後ろ向きに言っているわけじゃないということで御理解をいただけたらありがたいと思っております。

この件に関しては、教育長と打ち合わせを全くせずに私は答弁しております。先ほど丹羽教育長は何と答えるんだろうと思いつつ、かみ合っていないとしたら困ったなと思っていたんですが、少なくとも現段階では、3月末をもって退任されるわけですが、丹羽教育長とは同じ考え方で進んできたというふうに思っております。

意見交換、この場でなくともいろいろしてまいりたいと思いますので、いろんなテーマを上げていただいているいろんな場で議論をしてみたいと思いますので、今後ともよろしく願いまして、私の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、佐谷議員の3、4、5番目の御質問にお答えしたいと思います。

伏見地区ボランティア団体との協力関係に関する御質問ですが、このボランティア団体は伏見地区ふるさとづくり活動センターと申しまして、昭和20年12月に、早川前議員が中心となって、伏見地区の活性化を地域住民みずからが主導的に担っていきたいとの目的を持って設立され、毎年、積極的な活動を展開されています。

去年は、名鉄八百津線跡地の整備計画や伏見地区の史跡整備に関し、まちづくり課へ文書による提案が出され、町としても提案に対し、どのように考え、どのような協働ができるのか、拠点である「らくだ」に向いたり、またボランティア団体の役員の方が役場に足を運んでいただいたり、何度も話し合いをさせていただいております。また、昨年4月10日には伏見公民館において町長と語る会が開催され、その席上、町長から日ごろの当団体の継続的な活動への感謝と、町として伏見地区まちづくりの具体的な今後の取り組み方について御説明し、また協働のあり方について意見交換をさせていただいております。

こうした経緯の中で、当団体からは、主要な活動目的の1つである八百津線跡地の有効利用について、具体的にはトロッコ電車やガイドウェイバスなどの提案や、明智駅から兼山までの遊歩道整備や太陽光発電システム設置の御提案、また史跡整備に関連して新村湊の整備など、

夢のある提案をしていただいております。

町としては、御提案の魅力づくりのためには大胆な施策が必要であるという趣旨は尊重させていただくものの、費用対効果も視点に八百津線跡地の利用については、現実的な対応として、農業に悪影響の出たチップ材の撤去とその反省を踏まえて、舗装によるきちんとした遊歩道の整備などを検討したいとの提案をしまりました。

この提案を具体化するため、平成25年度当初予算に伏見児童館の改築設計費を計上するのにあわせて、とりあえず南はセレモニーホールみたけに通じる町道伏見3号線から、北は踏切のあった地点までの跡地を伏見ふれあい遊歩道として、延長800メートルの間を幅員2.5メートルですけれども整備し、行く行くは児童館を健康管理施設も含めて福祉関連の拠点施設としていくことといたしております。

このように、当団体とは今後ともできるだけ意見交換を活発にさせていただきまして、町としてさまざまな要望に対し、十分にお応えはできないまでも、少しずつでも御意見が反映できる施策を行っていきたいと考えております。

なお、先ほど高山議員の質問時にも触れましたが、ことし御嶽宿と伏見宿が「岐阜の宝もの」として認定されたのを契機に、2つの宿を一体感のある魅力的なゾーンとしていきたいという構想の中で、みたけ地域活性化委員会も充実させていきたいと考えておりますので、ぜひ当団体からも御協力をいただけるよう町として働きかけていく所存でありますので、よろしくお願いをいたします。

次に、ロードサポーター制度に関しては、平成23年第2回定例会において早川前議員から地域づくり活動団体への町としての支援のあり方ということで御質問を受けており、行政だけではなかなか手が行き届かない環境美化、環境保全を行うロードサポーターなどの活動には継続した支援をしたいと私はお答えしまして、平成24年度からは、それまでの3年間で終了していた支援金を4年目以降も引き続き、支援額は半額に半減されますけれども、継続できるような要綱の改正を行いました。昨年12月定例会の一般質問において、ロードサポーター制度を所管する奥村建設部長が、みたけロードサポーターとして12月時点で8団体180人が道路の清掃・美化活動に参加されていて、これからもこの制度の普及、浸透を図りながら地域の連帯感を深めていきたいと答弁をしているところでございます。

最後に、有償ボランティア制度に関する考え方は、一昨年、早川前議員の御質問に町長がお答えをしております、その内容は、地域づくりの団体は継続して活動することが大切であり、継続して活動するための財源確保の方策として有償ボランティア制度の活用も考えられるが、具体的な作業内容を見てケース・バイ・ケースで有償のあり方を考えたいと、そのような趣旨の答弁であったと思います。

本町では、有償ボランティア団体として町有林の保全整備の活動を行う水土里隊がありますが、支払われる報償費だけでは活動を全て満たす財源になり得ないことから、会員の皆さんは報償費の対象とならない無償作業も自主的に行い、この中で生産活動を行って不足する活動費を稼ぐという手法をとっておられます。同様の生産活動が他の活動で可能かどうか個別に検討しないと判断はできませんが、本町ではそれ以外にもボランティア団体への支援として地域づくり活動助成金制度があり、最長5年までは団体の活動支援を行っていますので、よろしくお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

12番 佐谷時繁君。

12番（佐谷時繁君）

答弁をいただきましたが、ちょっと気になったことがありました。町長の答弁の中で、上之郷の小学校、中学校の問題については地元議員ということを最優先、これは一義的には私はそうだと思っています。一義的には上之郷の地元の皆さんの御意見というのを尊重したいということですが、教育問題というのは全体の僕は問題だと思っていまして、そういう中でこのことについても質問をさせていただきましたので、ある意味ではそのような私の思いを理解をお願いしたいと思います。このことについては答弁は要りません。

いずれにしても、御嵩町の元気のためには、くどいようですけれども、何としてもという思いでもう1つ町長に、これは質問をしなかったんですが、基本的には上之郷地域の活性化ということの関連ですけれども、以前、中央開発の土地がありました。御案内のように寄贈をさせていただいて、固定資産税の代替というようなことで物納のような形で中央開発の土地が御嵩町の土地となっていますけれども、上之郷の活性化ということを考えたときに、あそこの開発、これはきょうあすというのはなかなかいろんな問題があると思いますが、限りなくリニア新幹線等々の問題、今後の東部の開発ということを考えてときに、あの土地を有効利用することでも上之郷の活性化、ひいては御嵩町の元気のもとになるような気がしますが、そのことについてきょう現在町長がどのようなお考えを持ってみえるのか、もしよろしければ御答弁いただきたいと思います。

議長（谷口鈴男君）

ただいまの質問につきましては、通告外の、再質問の内容には含まれませんので、町長の答弁は控えさせていただきますと思いますが。

12番（佐谷時繁君）

この場は議長が全ての裁量権を持っておりますので、そのようなことでやむを得んと思っておりますけれども、私の思いとしては、一言だけ上之郷の活性化のためにはぜひ答弁をいただきたいなと思っております。

以上、終わります。

議長（谷口鈴男君）

それから、12番 佐谷議員に一言だけお断りをしますが、先ほど質問の中で「早川議員」という表現が使われました。これを議会議事録の関係で「早川前議員」というふうに差しかえたいと思いますが、よろしゅうございますか。

12番（佐谷時繁君）

大変申しわけありません。そのとおりであります。訂正していただいて結構です。済みません。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

先ほどの答弁の中で2点ほど言い間違えたところがありますので、訂正をさせていただきますと思います。

伏見地区ふるさとづくり活動センターが「昭和20年」と言ったということで後で指摘を受けまして、「平成20年」の誤りでございます。それから、伏見ふれあい遊歩道として「延長800メートル」と言ったということで指摘を受けましたが、「延長600メートル」の間違いでしたので、この2点について訂正をさせていただきます。どうも済みませんでした。

議長（谷口鈴男君）

これで佐谷時繁君の一般質問を終わります。

続きまして、3番 安藤雅子さん。一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可いたします。

3番（安藤雅子君）

お許しをいただきましたので質問をします。

まず公民館の使用についてです。

現在、公民館は、各種講座や子ども教室などなど、地域参加型の事業を多数開催してみえます。先日も中公民館では公民館祭りが開かれ、多くの人でにぎわっていました。これらは館長を初め役員の方々の努力の成果と深く感謝をしております。

さて、公民館に対する住民の認識はというと、行事や会議などのときは公民館へ行きますが、ふだんは「申し込みをしないと使えないので面倒くさい」「用事のあるとき以外は行かない」

ではないでしょうか。

このごろ町内で散歩やウォーキングをしている方をよく見かけます。また、御嵩町も高齢化が進んでおり、近くに気軽にみんなで集まれる場所が欲しいという声をよく聞きます。伏見公民館ではロビーに子供の絵を飾ってあって、行く楽しみがふえたとおっしゃる方もあり、中公民館はロビーにオープンスペースが設けてあり、そこではちょっとした会話や友人とおしゃべりをする大人や子供の姿を見受けます。このように、どの公民館も住民が来てくださる努力をさせていただいておりますが、例えば多治見の公民館では、毎週1回、誰でも参加のできる、お茶をいただきながらおしゃべりのできる時間を設けてみえます。

御嵩町も公民館は4つの地域にそれぞれあります。せっかくあるのに、誰も利用しない時間が多くあるのはもったいないと考えます。もっと地域の人が気楽に集まって「ちょっと寄ってしゃべってはいかがか」という活用のできる場にするのは無理でしょうか。かつて公民館には図書室がありました。中公民館は現在オアシス教室として使われておりますが、物入れになっている公民館もあると聞きます。こうした部屋やロビーをうまく使えば、待ち合わせのとき利用したり、散歩の途中にちょっと休憩など、手軽に活用できる場所をつくるのもさほど難しくはないように思います。

社会教育法にうたわれている公民館の章には、公民館は、住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。主たる目的からは少し外れるかもしれませんが、地域情勢や住民のニーズの変化により、今はより多様な使い方ができる公民館が望まれているのではないのでしょうか。

住民が気軽に集える場所として、新たな建物をつくることを考えるより、まず今あるものを有効に使うことが先決だと考えます。他地域に先駆け、御嵩町の公民館を、みんなに親しまれ、いつも住民の姿が見られるにぎやかな公民館にしませんか。午前中に高山議員もおっしゃっていましたが、ガヤガヤの会話の中によい意見も生まれてくるのではないのでしょうか。

また、公民館の開館時間は午前9時から午後10時となっておりますが、平成24年1月に出された「御嵩町公民館御使用に当たってのお願い」では、夜間の使用は原則夕方の6時からとなっております。これにより夕方使用できない時間帯がありますが、平成15年に出された文部科学省よりの告示には、地域の実情を踏まえた開館日及び開館時間の設定の工夫を行い、地域住民の便宜を最大限に図るよう努めるものとするとしてあります。

公民館ごとに開館日や時間は異なってもよいのですから、4館一律に考えるのではなく、土・日や夜間の使用頻度の多い公民館には管理人さんの配置など工夫して、ニーズに合った使用形態を考えていただけないものでしょうか。御答弁、よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

教育担当参事 安藤信治君。

教育担当参事（安藤信治君）

それでは、安藤議員の御質問にお答えします。

公民館の使用についてということで、地域の人たちが気楽に利用できる工夫はできないかということですが、公民館は御承知のとおり、使用申請に基づいて、みんなで公平に利用いただくというのが原則となっています。しかし、散歩等で地域の公民館の近くにおいでいただいたとき、気楽に立ち寄っていただくような、親しみやすい、地域から愛される公民館であってほしいというふうには考えております。教育委員会の職員はもちろんですが、公民館長を初め、こうした地域公民館を運営しているスタッフの皆さんも、同じような思いで公民館のあるべき姿を思い描いていることは御理解いただいていることと思います。

特に平成21年度からだと思いますが、「みんなの公民館」というテーマのもとに、あらゆる年齢層の方々に利用していただくような、御質問のように誰でもいつでもという観点から、いつでも学ぶことができる、そして参加することができる環境づくりについて、大変皆さん苦勞して考えておいでになっています。

例えばオープンスペースを設けるなどという御指摘もございますが、各地の4公民館はそれぞれつくりも違いまして、ロビーのあるところもありますし、ロビーが全くないところもあります。そういったことで、伏見公民館におきましてはロビーがありますので、ギャラリー展示をやりまして1階のロビーを開放していると。それから中公民館も同じように、展示物を掲げましてギャラリーを行いまして1階ロビーを提供しておるといような格好です。ただ、御嵩公民館、上之郷公民館につきましてはロビーがございませんので、来られた方には和室等で休んでいただくような配慮はしておる状況であります。

中公民館、伏見公民館にはロビーがありますが、御嵩公民館、上之郷公民館はロビーがないということで、スペース等の配慮はもちろんですが、それ以外、スタッフの心遣いや対応も含め、いま一度、気軽で気楽に立ち寄れる地域公民館についてどうすればよいか、先ほど御指摘がありましたように、多治見市の事例等も踏まえまして、今後どうあるべきか、さらに工夫したいというふうには考えております。

ただし、気軽に手軽にということですが、みんなで利用する公共の施設である以上、防犯や火災等の事故防止という観点から、いつでも誰でも、いつまでも自由にといいわけにはいかないこと、あるいはある程度の制約と最低限のマナーの中で、誰もが公平に、気軽に、手軽にといい御利用の仕方になるということだけは御理解いただきたいと思います。

それから、公民館の利用時間等については、公民館は午前9時から午後10時までとなっ

ています。開館30分前に公民館を開き、活動などが終わり、後片づけなどを完全に済ませた後、午後10時には閉館するというようになっております。夕方からの使用は午後6時となっているため、使えない時間帯があるというような御指摘もございますが、確かに昼間の職員は5時15分までで、夜間の管理人は午後6時の30分前、5時半に開館するというふうになっております。

事実、実際に御利用いただけない時間等がありますが、多少御不便をおかけしていることは事実と考えております。そのため生涯学習課では、正当な理由があり、決まっている時間帯に寄りがたい場合、どうしてもそういうふうには合わないという場合ですが、申し出があれば柔軟な対応をさせていただくということを毎年の利用者会議にて伝えてあります。ただし、柔軟な対応といえども、あくまでも皆で使う公民館ということで、先ほど申しましたように、申請に基づくのが原則でございますので、多少そういう面で御不満がある方も出てくるかもしれませんが、柔軟な対応をさせていただく予定ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で安藤議員の御質問にお答えさせていただきました。終わります。

[3番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

法や規則によりいろいろ縛りはあると思ひますけれども、住民のためにより使いやすい公民館となるように精いっぱい知恵を絞っていただひて、よろしく対応できるようにお願ひをいたします。ありがとうございました。

では、次の質問をさせていただきます。

健康館では、高齢者筋力トレーニング教室、筋力フォローアップ教室、一般成人筋力トレーニングなどの事業を展開し、多くの方が利用してみえますが、現在、一般成人は40歳以上が対象で、それより年下の方は利用できません。また、この4月から一般成人の日曜開催がなくなると聞いています。なくなる理由には、指導者の不足や利用者が少ないからとも聞きますが、土・日の利用者が少ない原因は午後の1時から4時という時間設定にあるのではないのでしょうか。

使う人が少ないから閉めていくという考え方では、利用者の増加は望めないのではありませんか。予防医学の観点から多くの人に利用していただきたいのであれば、シャワールームを考へる、開館時間をふやす、対象者の幅を広げるなどの対策をとるべきではないかと思ひます。行政で対応することが難しいのなら、民間に委託をすることも1つの方法だと考へます。せつかく高価なマシンをそろえている施設なので、より多くの方に利用していただけることを考へていただきたく思ひます。

町長は施政方針で、今考えてみえる防災センターを平常時には多目的に使える施設にしたい、その中には筋力トレーニングができるスペースも予定しておられると述べられました。また、今建てかえを予定している伏見児童館にもトレーニングマシンを置くことを検討してみえると聞いていますが、高価なマシンを入れれば、安全性への配慮などで子供のスペースと分離したり、メンテナンスや管理などに余分にお金が入り用になります。

筋力トレーニングの場を多くつくっても、果たして大勢の方の利用があるでしょうか。私は、マシントレーニングのニーズはそんなべらぼうに多くはないと考えます。健康ということで考えれば、マシンより、子供と共有のホールに子供がさわっても構わないバランスボールやマット、ストレッチポール、踏み台昇降のステップ台などを置き、運動のDVDや定期教室を開くほうが有効だと考えます。

先ほど来話にも出ております名鉄の跡地の遊歩道も、足つぼの踏み石や、ぶら下がりのできるもの、また上りおりして足を鍛える踏み台昇降のようなものを設置したり、消費カロリーや鍛えられる筋肉の提示をしたりして、皆さんが興味を持ちながら、楽しみながら、健康をつくりながら歩ける遊歩道に計画をされてはどうなのかなというふうにも思います。

公民館にしましても、健康館にしましても、そこまで通える交通手段が実は最も大切な課題だと考えております。地域の人が乗りやすく、多くの人が利用するような交通網ができることを望みます。

私の質問は、交通網の部分に関してはお答えをしていただかなくても結構ですので、健康づくりという方面のお答えをよろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

それでは、安藤議員の御質問にお答えをいたします。

御存じのように、みたけ健康館は平成22年に開館し、今年度末で丸3年目を迎える施設であります。館内には6台の筋力トレーニングマシンや3台のエアロバイクを配置し、介護予防を重視した地域支援事業のさらなる充実を目指す拠点施設として位置づけています。

その利用状況は、介護予防の筋トレ教室及び教室修了者がその後に行うフォローアップ教室を合わせた延べ利用人数が、平成22年度が年間4,599人、翌23年度が年間4,920人と当初計画を上回る盛況ぶりですが、パワーリハビリテーション研究会のプログラム実践に即した本格的な筋トレ機械器具の有効利用を望む声に応じて、開館半年後の平成22年10月より、40歳から65歳未満の方を対象とした一般成人筋力トレーニング教室を試験的に開始いたしました。対象者とする方の多くは平日昼間にお仕事を持つ方がほとんどであるため、現在の開館時間は月曜日、

水曜日、金曜日の午後6時から9時までと、土曜日、日曜日の午後1時から4時までを設定して、指導者を置き、運営をしてまいりました。その利用者人数も平成23年度の年間で延べ2,505人にも達し、1回の教室開催に当たり平均10.2人が来館される好評を得ております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、この施設は介護予防施設であり、行政主導方式での教室運営のため、いわゆる介護保険第2号被保険者までを対象としている関係から、現在では40歳未満の方の利用はお断りしている状況です。

また、機械器具マシンの適正な操作や取り扱い管理の点から、教室には健康運動士や健康運動実践指導者、またはスポーツインストラクターなどの資格保有者を雇い入れ、開館時の常駐体制により教室参加者の指導に当たるよう努めてまいりましたが、該当資格を有する人材がごく限られ、最近になってその雇用維持が不可能と認められる事態となってきたことや、事故のない安全な施設管理を適正に行う体制の確保が困難となったため、現状の休日開催を行政運営のままで行うことに限界があるという結論に至りました。

そこで、やむなく利用開館時間の縮小を図るため、昨年6月、教室参加者の利用者を対象にアンケートを実施し、利用しやすい曜日や時間帯など要望を調査いたしました。常連メンバーである約50名から回答を得た結果、比較的低調で利用人数の少ない現行日曜日の教室を暫定閉鎖することになりました。

もちろん議員の御指摘にありますように、民間に委託する方法についても考慮し、昨年来からスポーツ関係団体と協議検討を幾度となく重ねてまいりましたが、交渉相手方より、NPO法人格を取得し、体制準備ができるまで若干の猶予時間をいただきたいとの現時点での回答をいただいています。そこで、今後、一般成人筋トレ教室の全面的な開催運営の委託等が可能であれば、介護予防教室や保健指導教室、その他の行政での平日昼間の利用時間のほかは、夜間、土・日などの有効な利用促進や、土・日での自由な時間設定、また対象年齢制限の撤廃など、公共施設の有効かつ適切な利用開放が望めることになると思います。

一般成人筋トレ教室の運営につきましては、利用者や町民の方々の機運がより一層高まり、町民の健康づくりの場として、みたけ健康館の自立した管理運営体制としていけるように、今後、運営方法を順次変えていくことも検討してまいります。

次に、高価な筋トレマシンよりも、予防医学からはバランスボール、ストレッチポール、マット等を利用した健康づくり体操などが効果的で安易ではないかという御質問につきましてお答えをいたします。

さきにお答えしたとおり、みたけ健康館でのパワーリハビリマシンを活用した介護予防教室には多くの高齢者が参加していただき、教室修了生はこの1月末現在で297人、うち約3割の96人が初級教室修了後の定期的なフォローアップ教室に通われております。

みたけ健康館に設置してあります筋トレマシンの選定に当たっては、過去より町内病院の理学療法士に指導をあおいで導入したパワーリハビリテーション研究会のプログラム実践に即した本格的な機械器具を導入しており、1台当たりの価格が100万円以上のものですが、機械器具の適正な取り扱いによって筋トレ実施者の介護予防に確実な効果が実証されつつある段階です。しかし、その参加者の8割以上が御嵩や中の方で、他地域からの参加は高齢者にとっての距離的な理由からもわずかであり、規模的な問題もありますが、より広い地域からの参加しやすい施設運営が課題となっています。

さて、平成25年度当初予算に伏見児童館改築設計に係る費用を計上しておりますが、現在、その建てかえにあわせて、介護予防事業を展開する施設を児童館とドッキングさせた、いわゆる福祉複合型施設づくりを構想中です。その際に、介護予防、特に筋トレ器具を利用した事業の実施に関しては、器具の導入整備に係るコストやメンテナンス、また器具の安全な操作使用など議員の御指摘のとおり課題や、児童館での子供スペースに配慮すべき点も多いと言えます。それよりは、バランスボールやマットなどを利用した体操や介護予防の運動教室のほうがより効果的であるとの御意見と思えます。

現在、介護予防事業の1つに、転倒防止や活動的な生活維持を目標に、筋力、柔軟性、バランス感覚を養うための体操を行ういきいき体操教室を、各地区公民館や老人憩いの家など5会場で開催をしています。そこでは高齢者を対象に、専門の健康運動実践指導者を招き、ボールやマットを取り入れた介護予防のための体操を行っており、各教室とも20名ほどが定期的な参加をしておられます。また来年度からは、大庭台など、数カ所の自治会集会所を利用した同様の教室も追加で開催していく予定です。

このように、すみ分けではございませんが、平成26年度に改築する予定の伏見児童館との複合施設には、介護予防の拠点施設として筋トレマシン整備を中心に、また各地域の公民館や集会所のホールなどでは体操教室をと、高齢者にとっても複数の選択肢を融合させながら、筋力維持と向上を目標とする2つのタイプの介護予防事業を合わせわざで展開してまいりたいと考えています。

現在ではこのような計画段階ではありますが、議員の御質問にもありました、遊歩道整備との一体性を持たせた健康づくりの場構想には大いに賛同するところでございます。高齢者ばかりでなく、世代交流の場としても、地域住民の方が身近で気軽に利用できる施設整備に向けて今後の助言、御協力をお願い申し上げます。

最後に、足の確保の関係についてでございますが、施設の交通手段の確保につきまして回答させていただきます。

現在行っています各種の介護予防教室では、自力では会場まで来ることのできない高齢者の

ために、教室案内時に送迎の希望申し込みを受け付けております。送迎の方法は、役場公用車の運転をシルバー人材センターに委託して運行する方法や、社会福祉法人に教室そのものの運営をお願いするなどして実施しており、平成23年度での実績は、筋トレや体操教室を初め7種類の教室の合計の送迎回数は168回で、延べ利用人数は762人となっています。また、1回当たりの利用人数は平均で5人ほどお見えになり、各教室内容での違いはありますが、送迎サービスの提供は介護予防教室開催の必須条件にもなっています。

また、平成25年度からはふれあいバスの新交通システムが再編されてスタートする旨が町長の施政方針にもございましたが、今後も時の流れとともに、介護予防の新拠点施設の整備など、送迎を必要とする人や、利用する人の移動ルートや体系に合わせて、地域の方の要望を取り入れながら、使いやすいシステムとなるよう皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。今後も御助言、御協力をよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

ありがとうございました。地域の住民の健康をつくるために、いろいろ工夫をして頑張っていてくださるということをととてもありがたく感じながらお話を聞きましたが、やはり先ほど来基金の話があって、たくさん基金をためることができましたというふうに町長はおっしゃいましたので、それはうれしく思うんですが、必要なものをつくることは本当に必要ですが、それでも、どんどんつくるといふことよりも、今あるものもきちんと使っていくというようなことも考えていただきながら、みんなの健康がつくっていったらなというふうに思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

これで安藤雅子さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（谷口鈴男君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本議会は、あす7日午前9時より開会しますので、よろしくお願ひします。

これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時25分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

